



第10回会合資料

平成18年4月20日



～ 目 次 ～

I	融合時代の法体系と行政組織	2
1	IPマルチキャストと著作権	2
	(1)地上デジタル放送の再送信	2
	(2)IPマルチキャストによる放送及び類似サービス	11
	(3)放送法制と著作権における「放送」の扱い	14
2	通信・放送の法体系、行政の在り方	19
	(1)通信・放送法体系の総合的見直し	19
	(2)電気通信役務利用放送法	22
	(3)新「放送」サービス	23
	(4)電波監理	25
	(5)省庁再編	32
3	研究開発の在り方(基礎研究部門)	33
II	融合時代の通信の在り方	34
1	通信におけるIP化及びFMCの現状	34
2	NTTの在り方	39
3	規制の在り方	45
III	NHKの在り方	55
1	ガバナンスの強化の方策	55
2	組織の在り方	61
3	受信料の在り方	67
4	国際放送について	72



I 融合時代の法体系と行政組織

I-1 IPマルチキャストと著作権

I-1-1 地上デジタル放送の再送信

- I-1-1-1 IPマルチキャスト・地デジ再送信についての考え方
- I-1-1-2 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態
- I-1-1-3 区域外再送信の概要
- I-1-1-4 区域外再送信の実例(3波以下の地域の例)
- I-1-1-5 IPマルチキャストによる放送番組の送信について
- I-1-1-6 地上放送の再送信に係る規律等



情報通信審議会諮問第8号

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第二次中間答申(17.7.29)【抜粋】

第3章 「通信・放送融合」の成果の積極的活用

I 基本的な考え方

(略)

II 伝送路の融合

(略)

1 基本的な考え方

地上波は、「誰でも容易にアクセス可能」で「同時性・同報性」にも優れ、かつ「安価」で「安定」した伝送手段であることが過去数十年の実績によって立証されており、基幹メディアである地上放送の伝送手段には最もふさわしいものと考えられる。したがって、地上デジタル放送の伝送路については、アナログ放送の時代と同様、今後とも、地上波中継局によることを原則とすべきである。

しかしながら、2011年まで僅か6年を残すのみであり、前述したとおり、2011年アナログ停波の円滑な実現には、それ以前に十分な時間的余裕をもって、所要のすべての措置を終了することが必要となる。こうした状況にあつては、地上波中継に「並行」あるいは「代替」し得る伝送手段について、各々の伝送手段を担う事業者間の「公平な競争」の担保に留意しつつ、あらゆる選択肢を検討し、可能なものは直ちに実行することが不可欠である。

(略)

2 IP伝送

(1) 基本的な考え方

(略)

IPは、回線の効率的な使用を可能とする優れた伝送方式の一つであり、公衆通信網において、そのIP化が現在急速に進展していることは既に指摘したとおりである。したがって、IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ(以下「IPインフラ」という。)については、地上波放送と同等のサービス実現に必要な一定の条件が満たされた場合には、条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべきであり、政府としては、技術・制度の両面から、これを促進するための環境整備に努めていくことが必要と考える。

(2) 第1次中間答申との関係

(略)

(3) IPインフラを用いた地上波再送信(以下「IP再送信」という。)の実現に向けた目標

IPインフラの利用に関する当審議会の考え方と、そこに至る経緯については、おおむね以上のとおりである。こうした経緯と、本項冒頭に示した地上放送の伝送路に関する基本的な考え方を踏まえた上で、当審議会としては、IP再送信については、2008年中に、HDTV品質によって、全国で開始することを目標として、政府及び放送事業者その他の関係者が所要の取組を推進すべきであると考える。

そして、IP再送信を行うための技術上・運用上の仕組みを確立するには、実地検証を含めて相当の期間を要することを勘案し、2008年までに再送信を実施するための仕組みを確立するため、都市難視聴上の効果の検証等を含め、2006年からSD品質においてIP再送信を開始することが必要と考える。

以上の目標の実現に向け、政府及び放送事業者等関係者が取り組むべきと考えられる事項については、おおむね次のとおりである。

(4) 政府として取り組むべき事項

① IP再送信に関する整理等

ア 2005年内に、IP再送信において確保されるべき技術面・運用面の条件を整理・公表

(略)

(ア) 技術面の条件

まず技術面において、地上放送事業者によって、当該IPインフラが地上デジタル放送の伝送路として許容されるための要件は、おおむね以下3点と考えられる。

第一に、IPインフラを用いた地上デジタル放送の送信が、当該放送対象地域内に限定されることの技術的担保が得られていることである。

(略)

第二に、送信される地上デジタル放送の内容及び品質の両面から、当該放送対象地域において放送される全チャンネルの伝送を含め、その同一性を保持するための技術的担保が得られていることである。

(略)

第三に、IPインフラによる伝送を実施するに際して、地上デジタル放送と同様に著作権保護を実現するため、DRM技術その他の技術的担保が得られていることである。

(略)



I-1-1-2 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態

- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式(※)による放送サービスが4事業者により提供。
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。
- 上記事業者のIPマルチキャスト方式による映像コンテンツ配信は、電気通信役務利用放送法上は、電気通信役務利用放送として取り扱われている。著作権法上は、ブロードバンドサービス等を用いて受信者がコンテンツの提供を求めることにより初めて自動的に送信されるものについては、放送には当たらず、自動公衆送信に該当するとしている。

◇サービスの概要

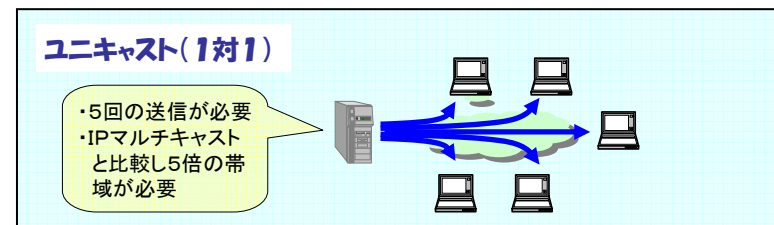
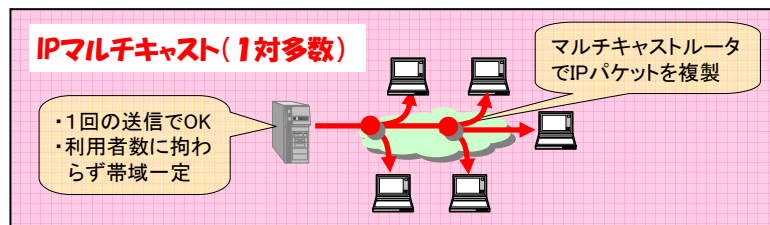
サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビー・ビー・ケーブル(株)	H15.3	ベーシック34ch、無料4ch、アール3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15.12	ベーシック30ch、オプション5ch (VODサービス(5000タイトル以上)、カラオケ(4500曲以上)も提供)
4 th MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16.7	基本43ch、オプション20ch (VODサービス(4500タイトル以上)、カラオケ(10000曲以上)も提供)
オンデマンドTV	(株)アイキャスト	H17.6	ベーシック26ch、オプション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)も提供)

出典：各社HPから事務局作成。数値は3月末現在。

※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】

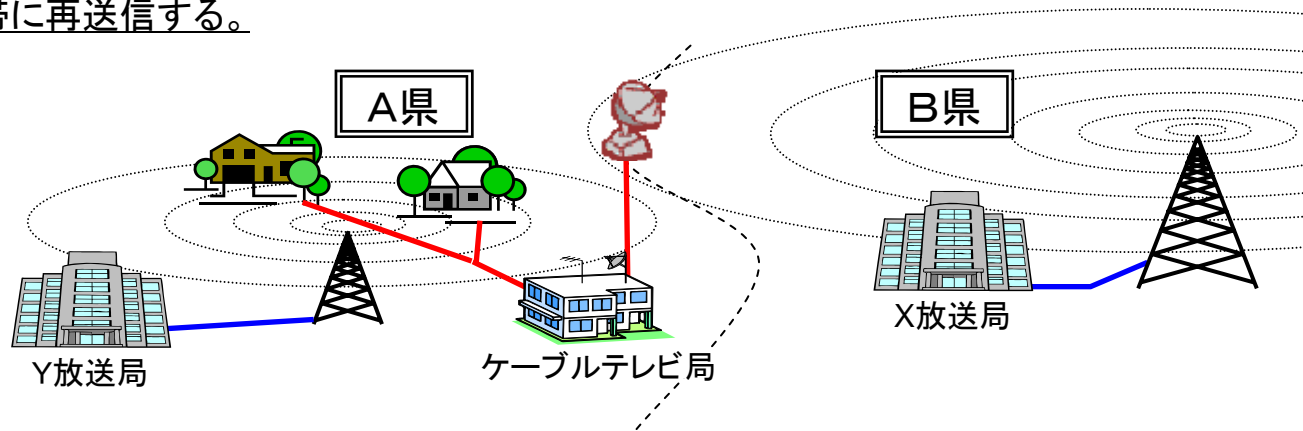


I-1-1-3 区域外再送信の概要

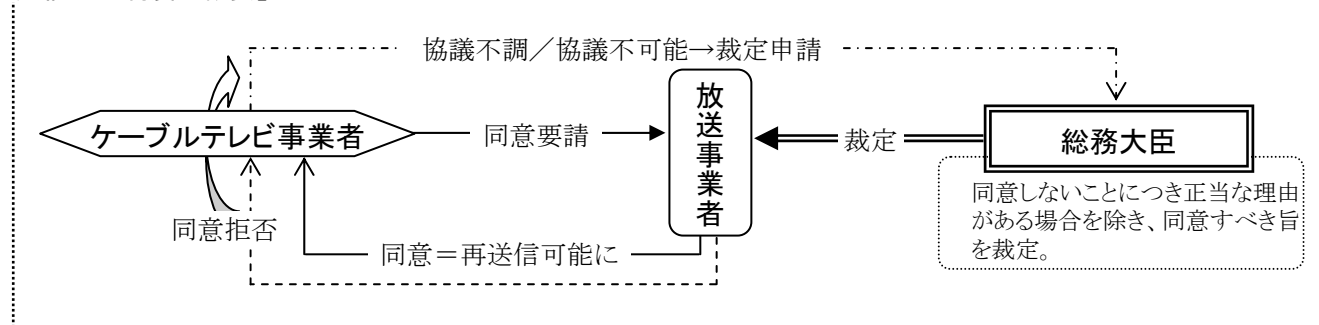
- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者数は、454事業者、区域外再送信されているチャンネル数は、のべ1000チャンネル以上。(総務省調べ)
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

◇区域外再送信のイメージ

: B県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再送信する。



【再送信同意制度の概要】



I-1-1-4 区域外再送信の実例(3波以下の地域の例)



都道府県	地上民放局数	ケーブルテレビ普及率 ^{注2}	区域外再送信の例			
			区域外再送信を行うケーブル局数 ^{注3}	主なケーブル局	業務区域	区域外再送信となる民放局
青森県	3 (JNN, NNN, ANN)	11.5%	8	青森ケーブルテレビ(株)	青森市の一部	北海道文化放送(FNN)、テレビ北海道(TXN)
秋田県	3 (NNN, FNN, ANN)	8.7%	1	(株)秋田ケーブルテレビ	秋田市	岩手放送(JNN)
山梨県	2 (JNN, NNN)	81.7%	20	(株)日本ネットワークサービス	甲府市等	フジテレビ(FNN)、テレビ朝日(ANN)、テレビ東京(TXN)、テレビ神奈川(独立U)
富山県	3 (JNN, NNN, FNN)	50.2%	18	(株)ケーブルテレビ富山	富山市等	北陸朝日放送(ANN)
福井県	2 (NNN, FNN, ANN) ^{注1}	56.2%	14	福井ケーブルテレビ(株)	福井市等	北陸放送(JNN)、北陸朝日放送(ANN)
鳥取県	3 (JNN, NNN, FNN)	41.6%	6	日本海ケーブルネットワーク(株)	鳥取市等	朝日放送(ANN)、瀬戸内海放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
島根県	3 (JNN, NNN, FNN)	28.9%	9	山陰ケーブルビジョン(株)	松江市の一部等	朝日放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
山口県	3 (JNN, NNN, ANN)	45.5%	23	山口ケーブルビジョン(株)	山口市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)
徳島県	1 (NNN)	44.5%	17	ケーブルテレビ徳島(株)	徳島市	毎日放送(JNN)、読売テレビ(NNN)、関西テレビ(FNN)、朝日放送(ANN)、テレビ大阪(TXN)、サンテレビジョン(独立U)、テレビ和歌山(独立U)
高知県	3 (JNN, NNN, FNN)	18.6%	4	高知ケーブルテレビ(株)	高知市等	テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
佐賀県	1 (FNN)	42.8%	20	佐賀シティビジョン(株)	佐賀市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、熊本放送(JNN)
大分県	3 (JNN, NNN, FNN, ANN) ^{注1}	45.4%	24	CTBメディア(株)	別府市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、テレビ愛媛(FNN)
宮崎県	2 (JNN, NNN, FNN, ANN) ^{注1}	30.2%	2	宮崎ケーブルテレビ(株)	宮崎市等	福岡放送(NNN)、九州朝日放送(ANN)
沖縄県	3 (JNN, FNN, ANN)	17.9%	0	—	—	—

注1:クロスネット局によるものを含むため、局数とネットワーク数に差があるもの。

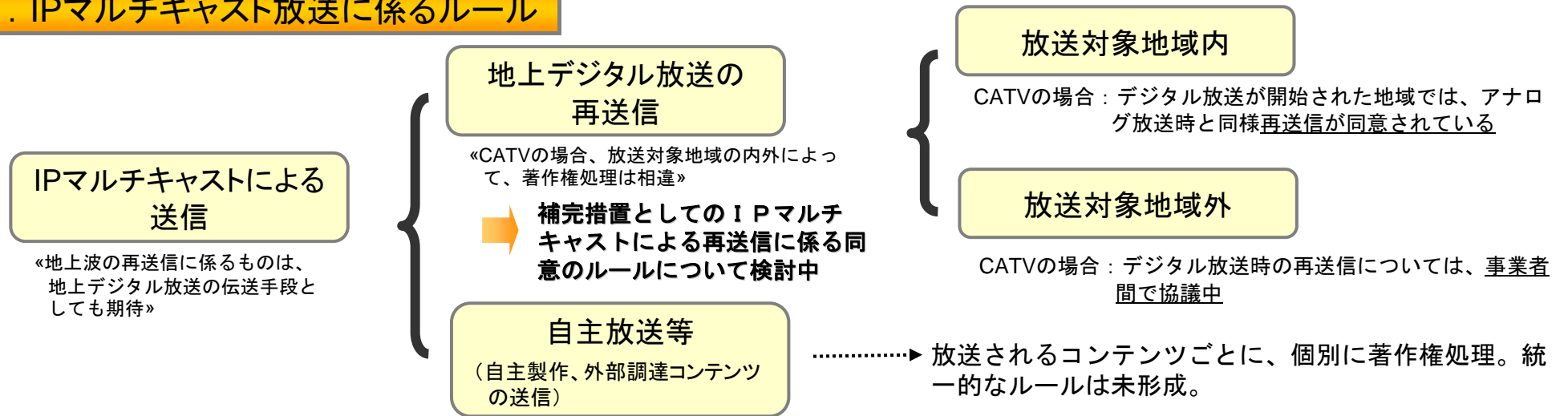
注2:普及率:都道府県別自主放送を行う許可施設の加入世帯数(H17.3末)を、住民基本台帳(H16.3末)に基づく都道府県別世帯数で除した数値(出典:平成17年情報通信白書)

注3:総務省把握分の数値。



I-1-1-5 IPマルチキャストによる放送番組の送信について

1. IPマルチキャスト放送に係るルール



2. IPマルチキャスト放送に係る課題

«課題1 著作権法上の取扱いの相違»

- 著作権法は「自動公衆送信」（通信）、放送法制上は「電気通信役務利用放送」

«課題2 再送信同意に係るルール形成»

(1) 再送信の対象地域・対価に関するルール（放送対象地域との関係）

- 「IPマルチキャストは、区域内の限定的な難視聴対策の範囲であるとは言えず、「有線放送」と定義されるのであれば、権利制限の見直しを行うことが必要。」（日本芸術実演家団体協議会）
- 「IPマルチキャストによる地上デジタル放送の同時再送信は、2011年のデジタル完全移行のための補完措置であり、視聴者の選択肢を広げるものと認識。」
 「少数チャンネル地域における格差是正のため、ケーブルテレビと同等の再送信条件であれば、IPによる再送信も検討対象として想定する。」
 「IPマルチキャストを使って地域を限定しないで地上デジタル放送の同時再送信を行えば、地方局への深刻な影響が懸念され、長期的には情報の多様性が失われ、国民利益が損なわれる。」（日本民間放送連盟）
- 「画質、サービスの面でも直接受信と同等品質の確保が必要。それを前提として、IPマルチキャスト同時再送信に積極的に取り組みたい。」
 「デジタル化以降も、関係者の理解を得て、アナログ相当の区域外再送信を引き続きお願いしたい。」（日本ケーブルテレビ連盟）

(2) 技術上・運用上のルール

- 2006年の、補完措置としてのIPマルチキャストによる地上デジタル再送信開始を目標として、放送事業者においてルールを整理中。
 （情報通信審議会第二次答申（平成17年7月29日））

I-1-1-6 地上放送の再送信に係る規律等



再送信の同意

放送

有線テレビジョン放送法

- 受信障害地域について、再送信義務（これまで例なし）
- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）
- 協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度（ケーブルテレビ事業者が総務大臣に申立て）

電気通信役務利用放送法

- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）
- ・ 裁定制度はなし

ケーブルテレビ

ケーブルテレビと同方式

電気通信役務を利用したケーブルテレビ

IPマルチキャスト方式

著作権処理

有線放送

① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	契約形態
著作権	文芸	許諾必要	年間包括契約 (5団体ルールによる一括処理あり)
	音楽	許諾必要	年間包括契約 (5団体ルールによる一括処理あり)
著作隣接権	レコード	許諾不要	—
	レコード実演	許諾不要	—
	映像実演	許諾不要	—

② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

※ 著作物については、協議が整わないとき等の裁定制度（放送事業者が文化庁長官に申立て）

自動公衆送信

① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	契約形態
著作権	文芸	許諾必要	個別契約
	音楽	許諾必要	個別契約
著作隣接権	レコード	許諾必要	個別契約
	レコード実演	許諾必要	個別契約
	映像実演	映画の著作物に一定の場合には許諾不要	個別契約

② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要



(参考1) 再送信同意書での記載事項の例

- 放送事業者がケーブルテレビ事業者に再送信同意する際の実務上の扱いについては、再送信に係る放送関係法令・技術的条件の遵守に関する規定と、著作権法関係の規定が一本の同意書で行われているケースが多い

以下の条件の下、再送信に同意する

(条件)

- 有線テレビジョン放送法その他関係法令を遵守すること
- 映像・音声の品質を維持し、放送番組の内容を損なうことのないようにすること
- すべての番組に変更を加えないで、同時再送信すること
- できる限り、同一チャンネルとし、そのチャンネルは、放送休止時間であっても他の放送に使用しないこと
- 障害発生に対し、障害が早急に復旧できるよう予備システムを完備する等適切な体制を整えておくこと
- 再送信される放送に含まれる著作権・著作隣接権については、ケーブルテレビ事業者と原権利者との間で処理すること
- (同意する)放送事業者が保有する権利に係る対価は当分の間は請求しないが、請求権は留保すること 等

再送信に同意する旨

放送関係法令・技術的条件の遵守

著作権・著作隣接権関係の条件

(参考2) 5団体ルールのひな形



社団法人日本音楽著作権協会、協同組合日本シナリオ作家協会、社団法人日本文芸著作権保護同盟、協同組合日本脚本家連盟(以下甲らという。)と、社団法人日本芸能実演家団体協議会(以下乙という。)は、〇〇(以下丙という。)との間に、有線テレビジョン放送に関し、以下のとおり契約を締結する。

- 第1条(使用許諾)** 甲らは丙に対し、第2条に掲げる使用料を支払うことを条件として、甲らがコントロールを及ぼしうる範囲に属する著作物を使用して制作された放送番組を、ケーブルによって変更を加えないで同時再送信することを許諾する。
2. 乙は、丙が第2条に掲げる補償金を支払うことを条件として、乙の会員の実演によって制作された放送番組を、丙がケーブルによって変更を加えないで同時再送信することに対し、放送事業者に異議を申し立てないことを約定する。

第2条(使用料、補償金の支払) 前条の使用料と補償金の合計金額は、丙が当該年度に受領すべき受信料総額に、各々次の料率を乗じて算出した額とする。

A 区域内再送信は、1波について 0.015%

B 区域外再送信は、1波について 0.09%

但し、丙が支払う使用料と補償金の合計額は、受領すべき受信料総額の0.35%を限度とする。

第3条(受信料収入の報告) 丙は、当該年度の受信料収入を甲ら及び乙に報告するものとし、当該年度終了後2カ月以内に有線テレビジョン放送施行規則第36条の規定による業務運営状況報告書の写しにより、甲ら及び乙の代表者(協同組合日本脚本家連盟)に報告するものとする。

第4条(使用料、補償金の支払) 丙は、甲ら及び乙に対し、第2条の使用料、補償金を当該年度終了後2カ月以内に甲ら及び乙の代表者(協同組合日本脚本家連盟)の事務所に持参または送金して支払うものとする。

第5条(異議の申し立てについての措置) この契約に基づく有線放送に対し、甲ら以外の著作権者、乙以外の著作隣接権者から、異議の申し出があった場合、丙の要請があれば、甲ら及び乙は、丙に協力して、当該著作権者、著作隣接権者への事情説明に努力する。

第6条(契約期間) 本契約の有効期間は、 年4月1日から 年3月31日までとする

本契約の期間満了の日の1カ月前までに、甲らまたは乙から本契約の廃棄、変更について特別の意思表示が文書によってなされなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算しさらに1カ年間その効力を有するものとする。以降の満期のときもまた同様とする。



I-1-2 IPマルチキャストによる放送及び類似サービス

I-1-2-1 ブロードバンドネット映像配信事業の展開状況

I-1-2-2 GyaOの概要

I-1-2-1 ブロードバンドネット映像配信事業の展開状況



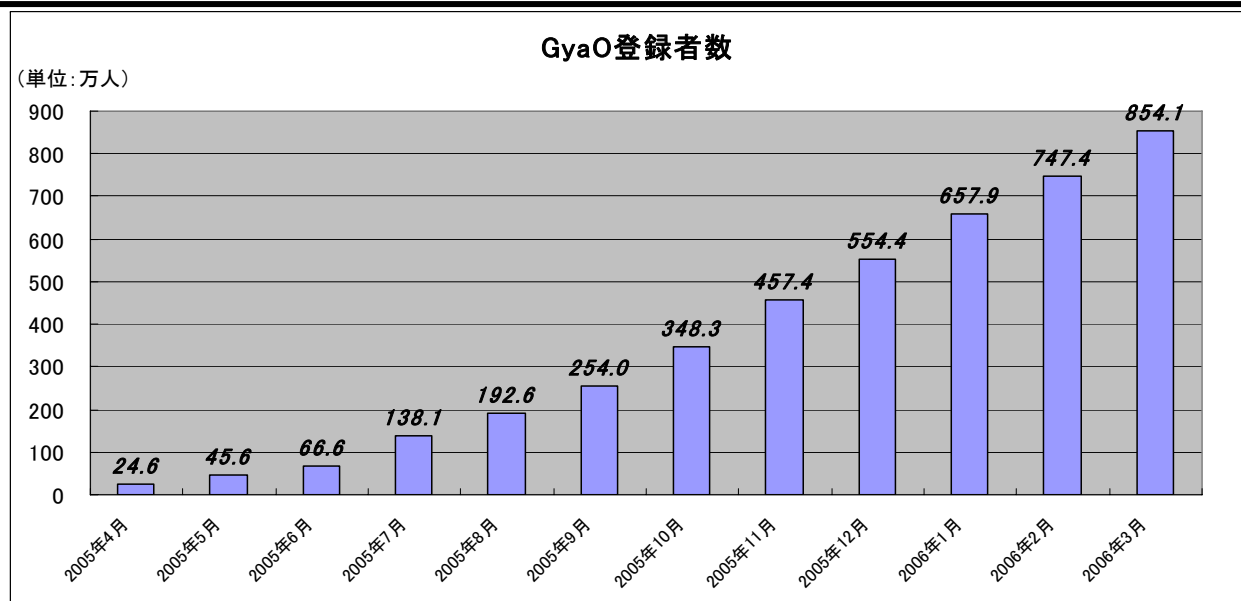
	提供主体	名称	放送	回線提供	提供形態	サービス概要	主なメディア関係企業との出資・連携等状況
IPTVマルチキャスト （IPマルチキャスト） 業務利用放送系	ビー・ビー・ケーブル	BBTV	○	BBテクノロジー	Yahoo! BB光・ADSL（インターネット接続サービス）の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送（41ch）、VOD（約5000本）	・ソフトバンクBBが100%出資。
	KDDI	光プラスTV	○	NTT東西、東京電力	光プラスネットDION（インターネット接続サービス）の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送（35ch）、VOD（約5000本）	（株）ジャパンケーブルネットホールディングスの株式を5割弱、取得。
	オンラインティーヴィ	4 th MEDIA	○	ぷららネットワークス（NTT東西）	フレッツ光プレミアム・Bフレッツ（光回線サービス）の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送（60ch以上）	・（株）ジューピター-TV、（株）東北新社、（株）日本経済新聞社等が出資。
	アイキャスト	オンデマンドTV	○	オンデマンドTV（NTT東西）	フレッツ光プレミアム・Bフレッツ（光回線サービス）の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送（31ch）	・伊藤忠商事が100%出資。
CATVと同方式 （CATVと同方式） 業務利用放送系	オプティキャスト	スカパー！光	○	NTT東西、UCOM、エネルギー・コミュニケーションズ	契約者を対象にスカパー！の多チャンネルサービスを提供	地上波、多チャンネル放送、PPV（スカパー！270ch）	・スカパー！フェクト・コミュニケーションズ100%出資
	STNet	ピカ光てれび	○	（電気通信事業者）	契約者を対象に放送サービスを提供	地上波、多チャンネル放送（50ch以上）	・四国電力100%出資
通信系	NTTコミュニケーションズ	OCNシアター		NTTコミュニケーションズ	CoDen光の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	VOD（100タイトル見放題）	
	キャストイ	casTY		TEPCO光（東京電力）	「TEPCOひかり」ユーザー向けに映像コンテンツを無料で提供。（インターネットユーザーには低画質版を無料で提供。）	VOD	・吉本興業（株）、東京電力（株）が出資
	TVバンク	TVバンク		限定なし	全インターネットユーザーを対象に無料で提供	VOD	ソフトバンク
	USEN	GyaO		限定なし	全インターネットユーザーを対象に無料で提供	VOD	・ギャガ・コミュニケーション・エイベックスグループへ出資 ・映像配信でスカパー！フェクト・コミュニケーションズと連携
放送事業者系	フジテレビ	フジテレビ on Demand		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象に、フジテレビ番組、映像コンテンツを提供	VOD	・東宝がフジテレビへ出資 ・WOWOW、スカパー！フェクトコミュニケーションズへ出資
	日本テレビ	第2日本テレビ		限定なし	全インターネットユーザーを対象に、日本テレビの過去の番組を中心に提供	VOD	・スカパー！フェクトコミュニケーションズへ出資
	TBS	TBS BooBo BOX		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供	VOD	・USENとブロードバンド放送でのライブ中継で提携 ・WOWOWへ出資。

※各社HP等から事務局作成。

I -1-2-2 GyaOの概要



提供事業者	Usen	
概要	2005年4月よりブロードバンド映像配信サービスを開始。現在890万会員(06年4月現在)	
サービス内容	PCで見る映像チャンネルサービス。視聴者がインターネット上の番組表からコンテンツを選択し、視聴する。 「ニュース・ビジネス」「映画」「音楽」「ドラマ」「スポーツ」「ドキュメンタリー」「ビューティ&ヘルス」「ライフ&カルチャー」「アニメ」「バラエティ」 「アイドル・グラビア」「映像ブログ」「ショッピング」「ゲーム」の14ジャンル。30分から2時間程度の長時間コンテンツが中心。常時1,500本程度を配信。	
	番組制作	オリジナル番組あり。一部番組はBSフジと共同制作。
	同時再送信	なし。地上・BS放送や地上民放系CSの再配信は行われていない。
ビジネスモデル	無料広告放送。視聴者は事前に年齢・性別、郵便番号、職業、家族構成等を登録することで、無料で番組視聴できる。事前登録情報や視聴履歴に応じた広告配信を行うセグメント広告が可能な点が特徴。	
方式	端末	PC。視聴環境は、Windows Media Player 9以上が必要。
	配信方式	ユニキャスト方式によるオンデマンド放送(ストリーミング) ビットレートは384kbpsと768kbpsの2種類
	通信環境に関する制限	推奨通信速度は1Mbps以上、インターネット接続環境があれば可(日本全国を対象。ISPフリー)



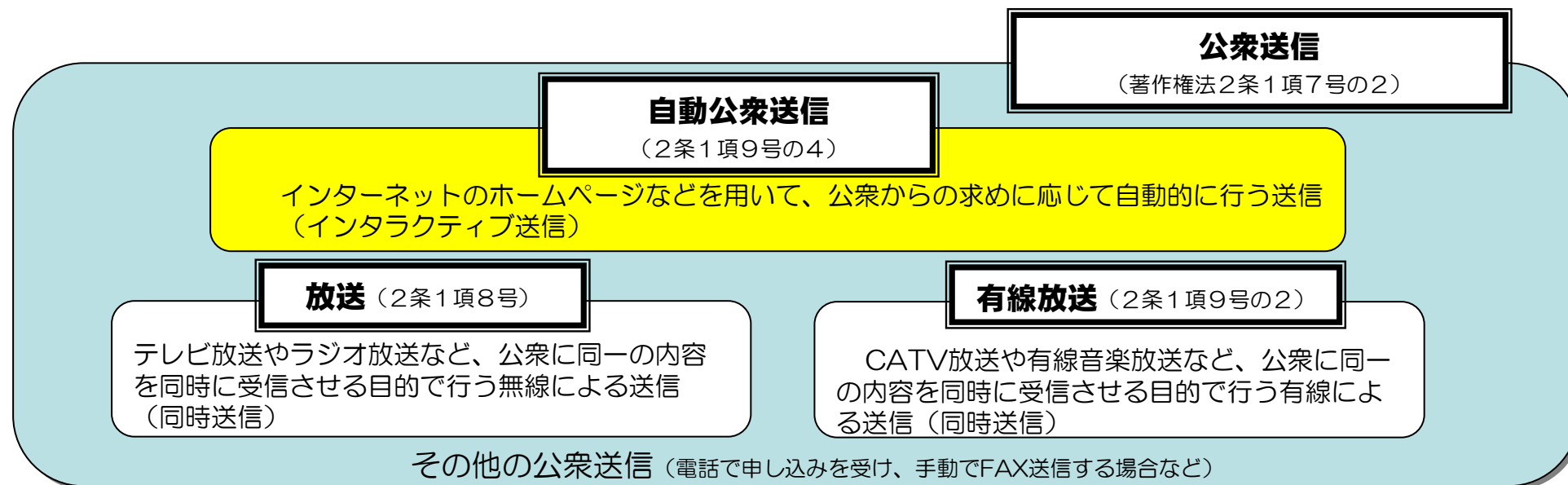
(GyaOホームページ等から事務局作成。)



I-1-3 放送法制と著作権における 「放送」の扱い

- I-1-3-1 著作権法における「放送」と「自動公衆送信」
- I-1-3-2 放送関係法令における「放送概念」
- I-1-3-3 コンテンツ利用に関する権利許諾の概要
- I-1-3-4 「IPマルチキャストと著作権」に関する各社の主張

I-1-3-1 著作権法における「放送」と「自動公衆送信」



○第159回国会における質問主意書に対する回答(内閣衆質159第23号 平成16年3月16日)(抜粋)

「電気通信役務利用放送法上の電気通信役務利用放送と著作権法上の放送等とは、その定義を異にしているところであり、いわゆる**ブロードバンドサービス等を用いて家庭や職場の受信者それぞれがコンテンツの提供を求めることにより初めて当該コンテンツが自動的に送信されるものは、(中略)公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う送信形態ではないことから、著作権法上は、放送には当たらず、自動公衆送信に該当すると考えている。**」

「コンテンツの様々な提供形態を各国における著作権法上どのように位置付けるのかについては、著作権に関する国際条約の規定に基づき整理がなされており、我が国の著作権法もこれに従っている。しかしながら、世界知的所有権機関における放送機関の保護に関する新条約に関する検討の場においても、いわゆるウェブキャストの取扱いが課題として提起されていること等から、**我が国としても、国際的な動向を踏まえつつ、必要に応じ検討すべき課題**であると考えている。」

○情報通信審議会第二次中間答申(平成17年7月29日)(抜粋)

「著作権法と電気通信役務利用放送法は、その趣旨と保護対象等を異にする制度であり、「放送」の内容の解釈についても、それぞれの法の趣旨に照らして異なる結論があり得ることは当然である。しかしながら、**役務放送事業者が、IPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の取扱いについては、政府は早急に検討に着手し、明確化を図るべきである。**」

I-1-3-2 放送関係法令における「放送概念」



放送法 (昭和二十五年五月二日法律第百三十二号)	有線テレビジョン放送法 (昭和四十七年七月一日法律第百十四号)	電気通信役務利用放送法 (平成十三年六月二十九日法律第八十五号)	著作権法 (昭和四十五年五月六日法律第四十八号)
(定義) 第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一 「放送」とは、 <u>公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信</u> をいう。	(定義) 第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(<u>公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信</u> をいう。以下同じ。)であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。	(定義) 第二条 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、 <u>公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信</u> であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。	(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 七の二 公衆送信 <u>公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信</u> (有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう。 八 放送 <u>公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信</u> をいう。 九の二 有線放送 <u>公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信</u> をいう。 九の四 自動公衆送信 <u>公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの</u> (放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。

I-1-3-3 コンテンツ利用に関する権利許諾の概要



権利対象		放 送				通 信		
		番組を制作し、放送する場合		(地上放送を有線放送で同時再送信する場合)		著作権法に基づく許諾		
		著作権法に基づく許諾	契約形態	著作権法に基づく許諾	契約形態			
著作権	文芸 (原作者、脚本家)	許諾必要 著作権等管理事業者との著作権信託契約において、関係する支分権の管理委託を締結している場合、利用者からの要求に対し応諾義務あり (著作権等管理事業法第16条)	個別契約 原権利者 (もしくは著作権等管理事業者 (注1)) との協議が必要	許諾必要 同左	年間包括契約 5団体 (注2) ルールによる一括処理あり	許諾必要 著作者 (原作者、脚本家) の公衆送信権 (著作権法第23条) 等に基づく個別の許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要	
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要 著作権等管理事業者との著作権信託契約において、関係する支分権の管理委託を締結している場合、利用者からの要求に対し応諾義務あり (著作権等管理事業法第16条)	年間包括契約 JASRACについてはNHK、民放連との間での年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾必要 同左	年間包括契約 5団体 (注2) ルールによる一括処理あり	許諾必要 同左	個別契約 原権利者 (もしくは著作権等管理事業者 (注1)) との協議が必要	
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 商業用レコードの二次使用に関して、報酬請求権に基づく使用料の支払義務有り (著作権法第97条)	年間包括契約 レコード協会とNHK、民放連との間で年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限 (著作権法第97条)	—	許諾必要 レコード製作者の送信可能化権 (著作権法第96条の2) 等に基づく個別許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要	
	実演 (演奏者、歌手、俳優等)	レコード実演	許諾不要 商業用レコードの二次使用に関して、報酬請求権に基づく使用料の支払義務有り (著作権法第95条)	年間包括契約 芸団協・CPRAとNHK、民放連との間で年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限 (著作権法第95条)	—	許諾必要 実演家の送信可能化権 (著作権法第92条の2第1項) 等に基づく個別許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要
		映像実演	許諾必要 なお、放送に関する許諾を得ることで、放送のための固定 (録音・録画) について許諾が不要 (著作権法第93条)	個別契約 原権利者との協議が必要	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限 (著作権法第92条)	— (注3)	※ 映画の著作物に関して、実演の録音・録画に関する許諾を得ている場合、送信可能化に関する許諾は不要となる (著作権法第92条の2第2項)	

(注1) 著作権等管理事業者は、利用区分ごとの著作物等の使用料の額 (使用料規程) を定めることが義務づけられている (著作権等管理事業者法第13条)

(注2) JASRAC、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、日本芸能実演家団体協議会

(注3) 実態として5団体ルールの対象となっている

(注4) 公表された著作物を放送事業者が放送しようとして協議が整わないときについての裁定制度が存在 (著作権法第68条)

(出典: 「著作権関係法令集 (著作権法令研究会編)」、放送研究と調査 2005年12月号「デジタルコンテンツの可能性を考える」等)

I-1-3-4 「IPマルチキャストと著作権」に関する各社の主張



【日本放送協会】

- ・映像コンテンツのさらなる流通のためには、実効性のある権利処理ルールの策定が必要。

【(社)日本民間放送連盟】

- ・IPマルチキャスト再送信は2011年デジタル移行の補完措置。
- ・(県域免許を前提に放送サービスに係る放送権、著作権の処理を行っているため、)放送権・著作権保護の観点から、原則「地域限定」の条件は必要。
- ・仮に地域限定をしなければ、地方放送局に深刻な影響を及ぼし、長期的には情報の多元性が失われる。
- ・少数チャンネル地域の問題については、マスメディア集中排除原則等の規制緩和を行うべき。また、少数チャンネル地域における格差是正のため、CATVと同等の再送信であれば、検討対象。
- ・著作権は、文化を尊重する国の条件であり、権利者の権利と意思を尊重することが今後のコンテンツ制作能力の向上と流通においても重要。
- ・映像コンテンツ流通を活性化させるには、コンテンツ制作に十分な資金が還流する仕組みが必要。一時的に流通だけを促進しようとして制作者や権利者を軽視するとコンテンツ制作力を殺してしまう。
- ・行政が主導する不正行為の監視、防止の啓発、罰則強化といった基礎的要件の充足が不可欠。

【(社)日本ケーブルテレビ連盟】

- ・視聴者保護の観点から、地上デジタル放送が防災・災害といった基幹放送であることを考慮し、画質、サービスの面でも直接受信と同等品質の確保が必要。それを前提として、IPマルチキャスト同時再送信に積極的に取り組みたい。
- ・デジタル化以降も、関係者の理解を得て、アナログ相当の区域外再送信を引き続きお願いしたい。

【KDDI(株)】

- ・著作権処理が事実上困難であることが主な問題点。IPマルチキャスト放送の位置付けを著作権法上の「有線放送」と同じにすることが必要。

【ソフトバンク(株)】

- ・IPマルチキャスト放送を用いた有線役務放送事業者の著作権法上の位置づけが明確になることを期待。
- ・映像コンテンツのマルチユース促進については、番組制作時においてブロードバンド配信(VOD、ストリーミング配信等)を含むマルチユースを想定した契約と権利の集中管理の促進を期待。

【(社)日本芸能実演家団体協議会】

- ・コンテンツの二次利用を進めるためには、コンテンツのマルチユースを前提とした契約システムへの移行が重要であり、実演家の「権利」が流通を阻害しているわけではない。
- ・放送番組の二次利用については、権利の集中管理体制の確立で対応可能であり、IPマルチキャストを著作権法上の「有線放送」と位置づける必要はない。なお、当会としても現在体制を構築しているところであり、利用者の間との使用料規定を交渉している段階。過去のコンテンツも同様に、同体制で対応する予定。
- ・仮に、IPマルチキャスト放送を「有線放送」と扱う場合は、有線放送に付されている実演家の権利に対する制限を抜本的に見直すことが必要。
- ・産業振興という観点に加えて、文化振興という観点を持ってほしい。

※以上は、ヒアリング(第6回 平成18年3月13日、第7回 平成18年3月22日。)における各社の主張をもとに、事務局で取りまとめたもの。

【役務利用放送協議会要望(4/19)】

- ・有線役務利用放送を著作権法上の放送に位置づけられるよう本年内に措置すること。

※役務利用放送協議会は、IPマルチキャスト放送による適切なコンテンツ流通促進の実現に向けた諸課題の解決等を目的として、本年4/19に設立。

(株)アイキャスト、(株)オンデマンド・ティービー、(株)オンラインティーヴィー、クラブビット(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、ビー・ビー・ケーブル(株)、(株)ぷららネットワークスが参加。



I-2 通信・放送の法体系、行政の在り方

I-2-1 通信・放送法体系の総合的見直し

I-2-1-1 通信・放送法体系(主な法律)

I-2-1-2 諸外国の通信・放送法制とその動向

I-2-1-1 通信・放送法体系(主な法律)



	有 線	無 線
基本法	<p style="text-align: center;">有線電気通信法 (昭和28年法律第96号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有線電気通信設備の設置及び使用を規律、有線電気通信に関する秩序を確立 	<p style="text-align: center;">電波法 (昭和25年法律第131号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波の公平かつ能率的な利用の確保
電気通信	<p style="text-align: center;">電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進 電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、利用者の利益を保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保 <p style="text-align: center;">日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年法律第85号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本電信電話株式会社等による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 	
放送	<p style="text-align: center;">有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営の適正化 有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護、有線テレビジョン放送の健全な発達 <p style="text-align: center;">有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和26年法律第135号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有線ラジオ放送の業務の運用を規正 <p style="text-align: center;">電気通信役務利用放送法 (平成13年法律第85号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信役務を利用して放送を行うことの制度化 	<p style="text-align: center;">放送法 (昭和25年法律第132号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送を公共の福祉に適合するように規律、放送の健全な発達
利用環境整備	<p style="text-align: center;">不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)</p> <p style="text-align: center;">特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)</p> <p style="text-align: center;">特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)</p>	

I-2-1-2 諸外国の通信・放送法制とその動向



	米 国		E U		英 国		仏 国		独 国		韓 国	
	通信	放送 ※	通信	放送	通信	放送	通信	放送	通信	放送	通信	放送
根拠法	34年通信法 96年通信法 (各州の情報通信 行政は州法)		02年EU電子通信 規制パッケージ	05年視聴覚メ ディアサービス 指令案 (旧国境なきテ レビ指令)	49年無線電信法 84年電気通信法 03年通信法	90年放送法 96年放送法 03年通信法	52年郵便・電子通 信法典(第Ⅱ部)	コミュニケーションの自由 に関する1986年9月 30日の法律(86年放 送法)	96年電気通信法	州法 放送に関する州間 協定	電気通信基本法 電気通信事業法 電波法	放送法
機 監 関 督	連邦通信委員会 (各州の公益事業委員会)		欧州委員会 情報社会・メディア総局		通信庁 (OFCOM)		電子通信 郵便規制機関	視聴覚 最高評議会	ネットワーク庁	州メディア庁	情報通信部	放送委員会
規 律 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ■第Ⅱ編:電気通信事業者 ・参入規制 ・ユニバーサルサービス ・旧ヘル系地域会社に関する特別規定 等 ■第Ⅲ編:無線に関する規定 ・無線通信の参入規制 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■第Ⅲ編:無線に関する規定 ・無線通信の参入規制 等 ■第Ⅵ編:ケーブルコミュニケーション ・ケーブルサービスの参入規制 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■枠組み指令 市場分析 等 ■競争指令 特別な権利の廃止 等 ■アクセス指令 接続規制 等 ■認可指令 一般認可制 等 ■ユニバーサルサービス指令 範囲、費用算定方法 等 ■プライバシー保護指令 セキュリティ確保、SPAM対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> 【ソニアサービス】 (VODなど) ・青少年保護、差別助長の禁止等 最小限の規制 【リニアサービス】 (TV,IPTV,PPVなど) ・上記に加え 欧州番組比率規制、 反論権等の規制 	EU指令に基づく 規律	<ul style="list-style-type: none"> 【参入規制】 ・番組サービス免許 ・マルチプレックスサービス 免許 【番組規律】 ・青少年保護 ・報道番組規律 ・欧州制作番組確保 ・広告規制 等 	EU指令に基づく 規律	<ul style="list-style-type: none"> 【参入規制】 ・番組サービスの許可 ・マルチプレックスに係る 許可 ・放送用無線局 免許(地上波) 【番組規律】 ・青少年保護 ・報道番組規律 ・欧州制作番組確保 ・広告規制等 	EU指令に基づく 規律	<ul style="list-style-type: none"> 【参入規制】 ・放送サービスの免許 【番組規律】 ・青少年保護 ・報道番組規律 ・欧州制作番組確保 ・広告規制 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■電気通信基本法 ・技術基準に関するMICの 権限 ・電気通信網の 運用 等 ■電気通信事業法 ・免許制 ・競争促進 ・設備管理 ・不法通信の 禁止 等 ■電波法 ・無線局免許 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■放送法 ・許可、登録 ・番組規律 (青少年保護、差別 禁止、放送内容の 事後審議、韓国製 番組割当、広告規 制 等)
最近の主な動き(法律等)	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、以下の法律上の対応。 ・デジタルミレニアム著作権法(1998年制定) ・パトリオット法(2001年制定) ・CAN-SPAM法(2003年制定) ・放送品位維持法案(2005年2月下院通過) 等 ・05年、テキサス州が、州内全域に渡るケーブルフランチャイズ免許付与権限を州に付与。→地域電話会社のSBC(当時)及びベライゾンが、テキサス州で州発行免許取得。 ・05年、ブロードバンド投資及び消費者の選択に関する法律(BICCA)案を議員立法で提出(ビデオ番組サービス提供時、ケーブルフランチャイズ免許取得義務等の廃止を提案) 		<ul style="list-style-type: none"> ・02年電子通信規制パッケージ制定 欧州統一的な、放送の伝送路も含む電子ネットワーク及びサービス(コンテンツ編集を除く)に関する規制パッケージ ・05年視聴覚メディアサービス指令案を採択 規制対象を国境なきテレビ指令のテレビ放送から電子通信による公衆向けの動画伝送一般を指す「視聴覚メディアサービス」に拡大。 欧州議会及び欧州理事会に提出されており、今後採択に向けて「共同決定手続」がとられる予定。指令成立により、各加盟国は国内法制化(義務)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・03年通信法 電子通信規制パッケージの国内法制化、OFCOMの設立など 	<ul style="list-style-type: none"> ・04年 電子通信・視聴覚サービス法 電子通信規制パッケージの国内法制化、電波を利用しないテレビ・ラジオ配信サービスに対して届出義務を課すなど ・04年 デジタル経済法 電子商取引、デジタル経済セキュリティに対する規律など 	<ul style="list-style-type: none"> ・97年 マルチメディア法 「電気通信」「放送」に加え、「テレサービス」「メディアサービス」というカテゴリーを加え、インターネットホームページ等も規律対象とするなど ・04年 電気通信法 電子通信規制パッケージの国内法制化など 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送法(2000年) 地上放送、衛星放送、ケーブルテレビを包括的に網羅。 ・情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(2002年) SPAM対策の本格化 					

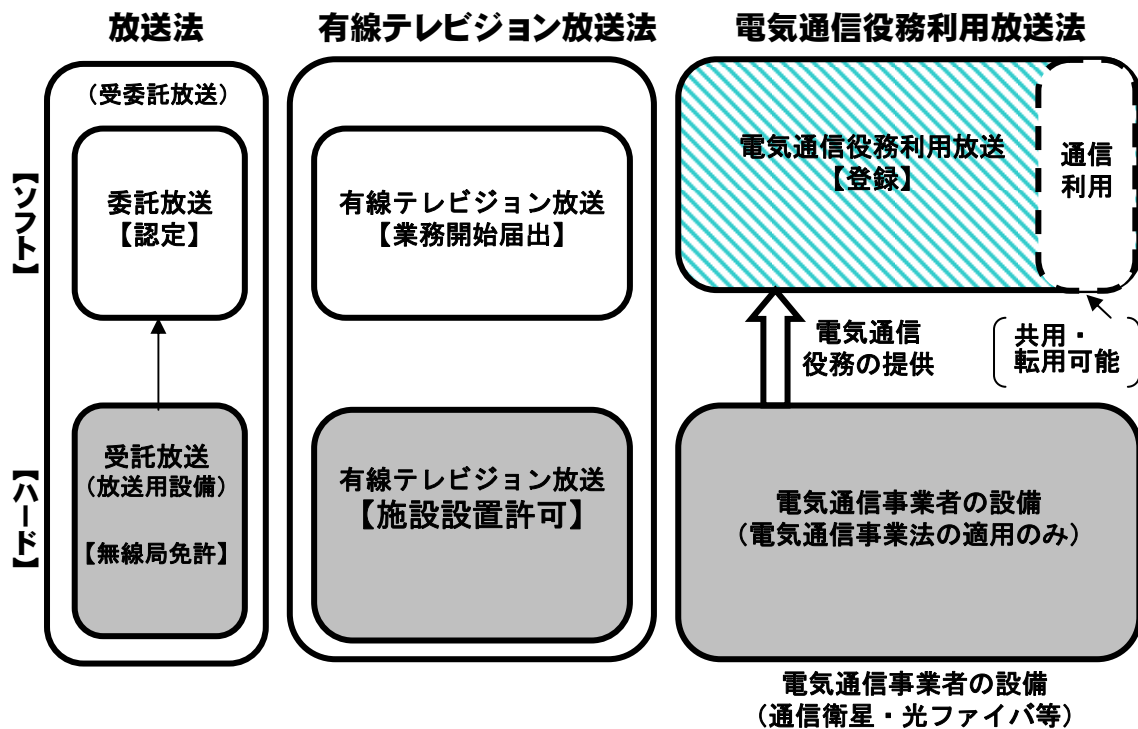
※ 衛星、ケーブルを含めて記述。

I-2-2 電気通信役務利用放送法



- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能としたもの。
- 平成14年1月28日より施行され、平成18年3月末現在で、67事業者が登録。
 - ・衛星役務利用放送事業者: 51
 - ・有線役務利用放送事業者: 16

主な規制緩和



放送法 (受託委託放送制度) 【CSデジタル放送】	電気通信役務利用放送法
○衛星中継器を通信・放送用に分離し、放送用の周波数(中継器)は国が指定	○衛星放送事業者が需要に応じて、通信・放送用に柔軟に設備を提供
○放送用周波数の枠内で委託放送業務の実施について認定が必要 (参入希望者が超える場合、比較審査。外資規制有り。)	○一定の適格性審査による登録が必要 (比較審査なし。外資規制撤廃。)
有線テレビジョン放送法 【有線テレビジョン放送】	電気通信役務利用放送法
○施設の設置には許可が、放送開始には届出が必要	○設備の全部又は一部を自ら設置することなく放送を行う場合、登録が必要

I-2-3 新「放送」サービス①(ブロードバンドネット映像配信サービス)



	名 称	提供主体	サービス開始時期	提供形態	サービス概要
役務利用放送系 (IPマルチキャスト)	BBTV	ビー・ビー・ケーブル	H15. 3	Yahoo! BB光・ADSL(インターネット接続サービス)の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送(41ch)、 VOD(約5000本)
	光プラスTV	KDDI	H15. 12	光プラスネットDION(インターネット接続サービス)の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送(35ch)、 VOD(約5000本)
	4 th MEDIA	オンラインティーヴィ	H16. 7	フレッツ光プレミアム・Bフレッツ(光回線サービス)の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送(60ch以上)
	オンデマンドTV	アイキャスト	H17. 6	フレッツ光プレミアム・Bフレッツ(光回線サービス)の契約者を対象に放送サービスを提供	多チャンネル放送(31ch)
役務利用放送系 (CATVと同方式)	スカパー！光	オプティキャスト	H16. 2	契約者を対象にスカパー！の多チャンネルサービスを提供	地上波、多チャンネル放送、 PPV(スカパー！270ch)
	ピカ光てれび	STNet	H17. 9	契約者を対象に放送サービスを提供	地上波、 多チャンネル放送(50ch以上)
通信系	OCNシアター	NTTコミュニケーションズ	H16. 7	CoDen光の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	VOD(100タイトル見放題)
	casTY	キャスト	H15. 7	「TEPCOひかり」ユーザー向けに映像コンテンツを無料で提供。(インターネットユーザーには低画質版を無料で提供。)	VOD
	TVバンク	TVバンク	H17. 10	全インターネットユーザーを対象に無料で提供	VOD
	GyaO	USEN	H17. 4	全インターネットユーザーを対象に無料で提供	VOD
放送事業者系	フジテレビ on Demand	フジテレビ	H17. 7	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象に、フジテレビ番組、映像コンテンツを提供	VOD
	第2日本テレビ	日本テレビ	H17. 10	全インターネットユーザーを対象に、日本テレビの過去の番組を中心に提供	VOD
	TBS BooBo BOX	TBS	H17. 11	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供	VOD

※ 各社HP等から事務局作成。

I-2-3 新「放送」サービス②(ポッドキャスト・インターネットラジオ)



(1) インターネットラジオ

オープンなIP網上でラジオ番組の音声をストリーミング再生。常時接続環境の整備に伴い、利用が拡大している。(米国では、2005年3月時点でインターネットラジオの利用者数が5,850万人に達している)

(2) ポッドキャスト

オープンなIP網上でのダウンロードによる動画・音声ファイルの蓄積型配信。対応サイトのファイル更新時に更新情報を取得し、自動的にダウンロードする。@Niftyが配信する番組の登録者が400万人を突破するなど利用人口が拡大している。

(iPodの世界累計販売台数は今年1月に4,200万台を越え、今年2月にはiTMSの累計楽曲販売数は、10億曲を突破している。)

既存のラジオ放送局も、インターネットラジオやポッドキャストを用いたコンテンツ配信の取り組みを、ユーザーニーズが高く、権利処理が可能な番組から開始している。

＜ラジオ放送局のインターネットラジオ、ポッドキャストによるサービス事例＞

	提供主体	名称	種別
A M ラ ジ オ 局	TBSラジオ	podcasting954	ポッドキャスト
		TBSラジオ WEB RADIO	ストリーミング
	文化放送	PodcastQR	ポッドキャスト
		Web JOQR internet radio	ストリーミング
	ニッポン放送	ニッポン放送 Podcasting STATION	ポッドキャスト
		インターネットラジオ LFX mudigi	ストリーミング
	IBC岩手放送	IBCポッドキャスト	ポッドキャスト
	RFラジオ日本	パケディオ	ポッドキャスト
	KBS京都	KBSインターネットラジオ番組	ストリーミング
	RCC中国放送	RCCラジオ インターネット放送	ストリーミング

	提供主体	名称	種別
F M ラ ジ オ 局	TFM	TOKYO FM INTERNET RADIO	ストリーミング
	J-WAVE	J-WAVE INTERNET BROADCAST	ストリーミング
		J-WAVE Podcasting	ポッドキャスト
	InterFM	Inter FM Podcast	ポッドキャスト
	ZIP-FM	ZIP-FM Podcasting	ポッドキャスト
	FM大阪	fm osaka The Podcast	ポッドキャスト
	Kiss-FM KOBE	KissLively Podcasting	ポッドキャスト
「参考」			
T V 局 系	日本テレビ	日テレNEWS24ビデオポッドキャスト (動画)	ポッドキャスト
	WOWOW	AZステーション by WOWOW - Let's Enjoy Podcasting (音声)	ポッドキャスト

※各社HP等から事務局作成。



I-2-4 電波監理

I-2-4-1 我が国における周波数割当のプロセス

I-2-4-2 国等の電波の利用状況

I-2-4-3 無線通信システムによる無線局免許等の制度について

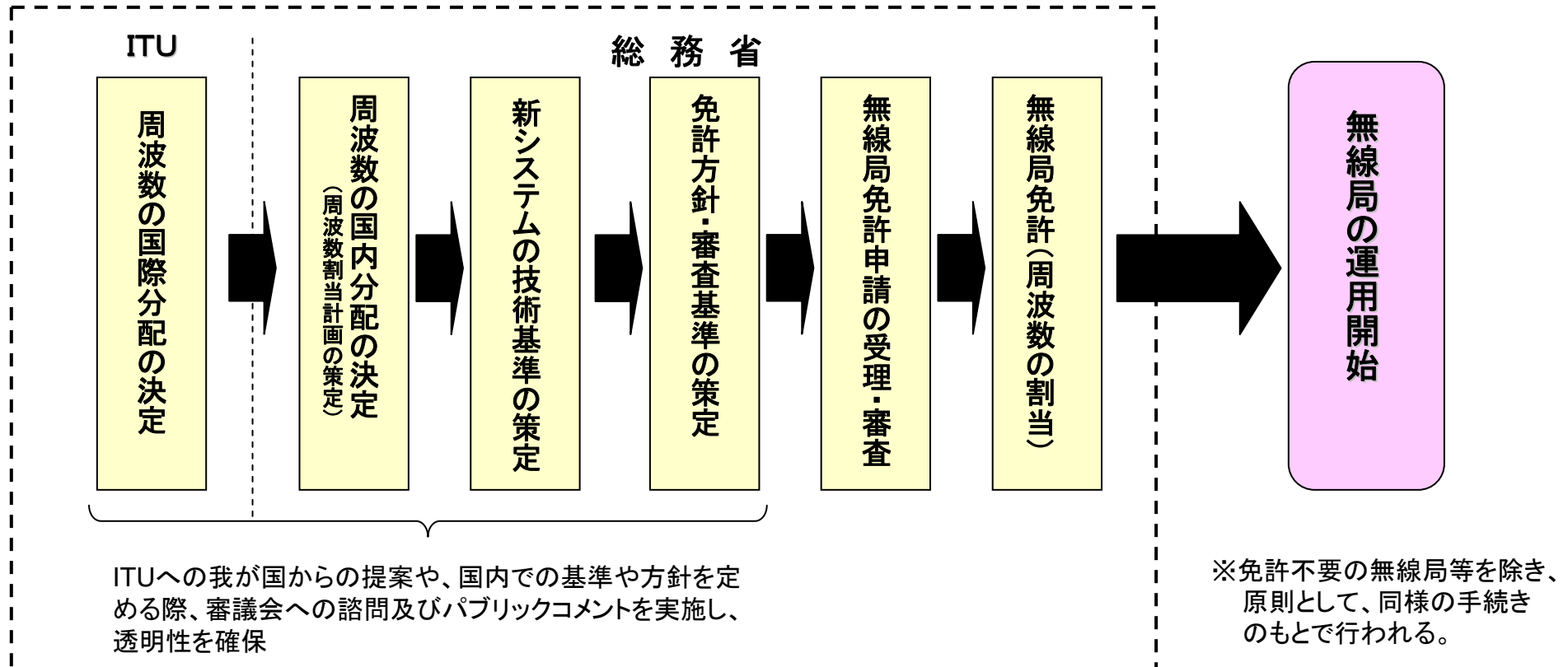
I-2-4-4 新たな周波数利用の推進

I-2-4-5 米国における周波数割当制度の例



I-2-4-1 我が国における周波数割当のプロセス

- 電波を管理する国際的な枠組み(国際電気通信連合(ITU)憲章・条約)に基づき電波の特性に応じ、周波数帯ごとの用途を定めた分配表や使用条件を規定。
- 日本は、ITUにおいてアジア・オセアニア(第三地域)に分配された用途に基づき、「周波数割当計画」(総務省告示:電波法第26条)を制定し、国内の周波数使用に関する条件を定めている。
- なお、我が国では、国による利用を含め、総務省が国内における電波利用の監督・管理を行っている。



電波法26条(周波数割当計画)

- 1 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能な周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、これを公示しなければならない。(以下略)

I-2-4-2 国等の電波の利用状況①

① 公共業務用に分配されている周波数帯幅

(平成17年4月1日現在)

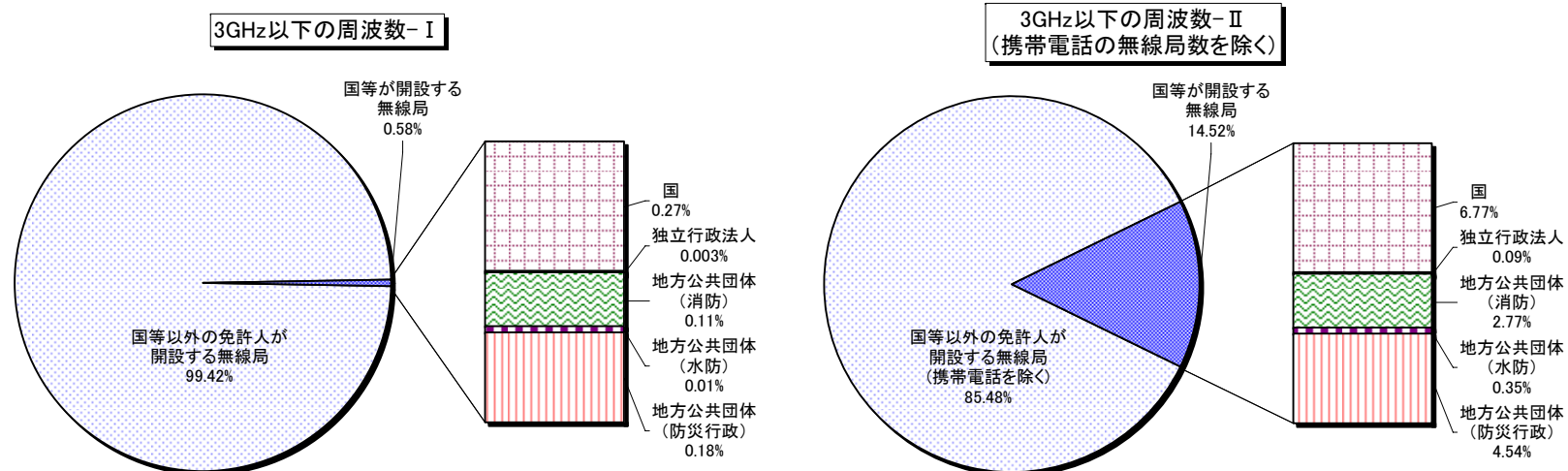
	3GHz以下の周波数		3GHz超6GHz以下の周波数		6GHz超の周波数 ^(注1)	
	周波数帯幅 ^(注2)	周波数区分に占める割合	周波数帯幅 ^(注2)	周波数区分に占める割合	周波数帯幅 ^(注2)	周波数区分に占める割合
他の目的と共用している周波数帯	1782MHz	59.4%	2564MHz	85.5%	49175MHz	91.1%
占用で分配されている周波数帯	573MHz	19.1%	61MHz	2.0%	535MHz	1.0%

(注1) 6GHz超の周波数帯における周波数帯幅等については、上限を60GHzとして算出。

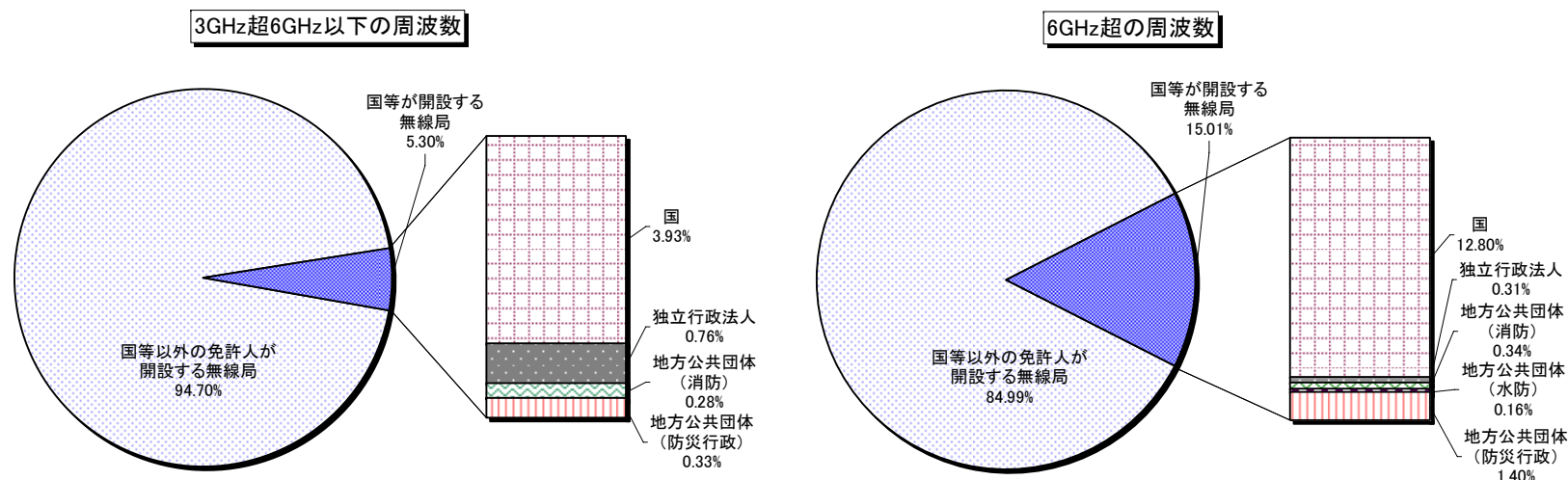
(注2) 周波数割当計画、公共業務用(対象免許人:国、地方公共団体、公益事業者(電力、ガス、水道等)等)に分配されている周波数帯を、占用で分配されている周波数帯幅と他の目的(電気通信業務用、一般業務用、放送事業用等)と共用している周波数帯幅に分計した値。

② 国の無線局及び独立行政法人の無線局のうち電波利用料が免除されている局、並びに地方公共団体の無線局のうち電波利用料が減免されている局の無線局数が占める割合

(平成17年3月24日現在)



I-2-4-2 国等の電波の利用状況②



< 参考 >

(平成17年3月24日現在)

	3GHz以下の周波数		3GHz超6GHz以下の周波数		6GHz超の周波数 ^(注1)		
	無線局数 ^(注2,注3)	総無線局数に占める割合 ^(注3)	無線局数 ^(注2)	総無線局数に占める割合	無線局数 ^(注2)	総無線局数に占める割合	
免許人・用途	国	254,781	0.27% (6.77%)	446	3.93%	13,911	12.80%
	独立行政法人 ^(注4)	3,243	0.003% (0.09%)	86	0.76%	333	0.31%
	地方公共団体(消防)	103,888	0.11% (2.77%)	32	0.28%	367	0.34%
	地方公共団体(水防)	13,323	0.01% (0.35%)	0	0%	179	0.16%
	地方公共団体(防災行政)	170,990	0.18% (4.54%)	38	0.33%	1,525	1.40%
	合計	546,650	0.58% (14.52%)	602	5.30%	16,315	15.01%
【参考】総無線局数		94,796,779 (3,764,999)	-	11,349	-	108,713	-

(注1) 6GHz超の周波数帯における無線局数等については、上限を60GHzとして算出。

(注2) 無線局免許を要しないものを除く。

(注3) ()内の数値は、携帯電話の無線局数を除いて算出した値。

(注4) 電波法第104条第1項に基づき、電波法施行令第7条に規定する独立行政法人。

I-2-4-3 無線通信システムによる無線局免許等の制度について



無線通信システムによる無線局免許等の制度について

	免許	包括免許	登録	免許等不要	
				小電力無線局	微弱電波の無線局
特徴	個々の無線局として監理が必要な無線局	同じタイプのものをまとめて監理する無線局	高出力で電波が届く範囲は広いが、ベストエフォート型で混信防止のメカニズムを有し、他の無線局と電波を共同利用する無線局	電波が届く範囲に限られる無線局で、技術基準適合性の確認のみで自由に電波を利用できる無線局	電波が著しく微弱であり、自由に電波を利用できる無線局
主な用途	<ul style="list-style-type: none"> TV/ラジオ放送局 携帯電話基地局 人工衛星局 航空機局 船舶局 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話端末 共同利用型業務用無線 V S A T地球局 	<ul style="list-style-type: none"> 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局等 10mW以下のPHS基地局 高出力電子タグの読み取り機 	<ul style="list-style-type: none"> コードレス電話 無線LAN ワイヤレスマイク(小電力) 自動車レーダー 低出力電子タグの読み取り機 	<ul style="list-style-type: none"> キーレスエントリー コードレスマウス FMTトランスミッタ
無線局数(H17.10末)	約334万局 (約3.4%)	約9584万局 (約96.6%)	約533局 (約0.0%)	不明	不明
年間件数(H16)	約44万件	5445件	24件	工事設計認証: 3036件	

I-2-4-4 新たな周波数利用の推進



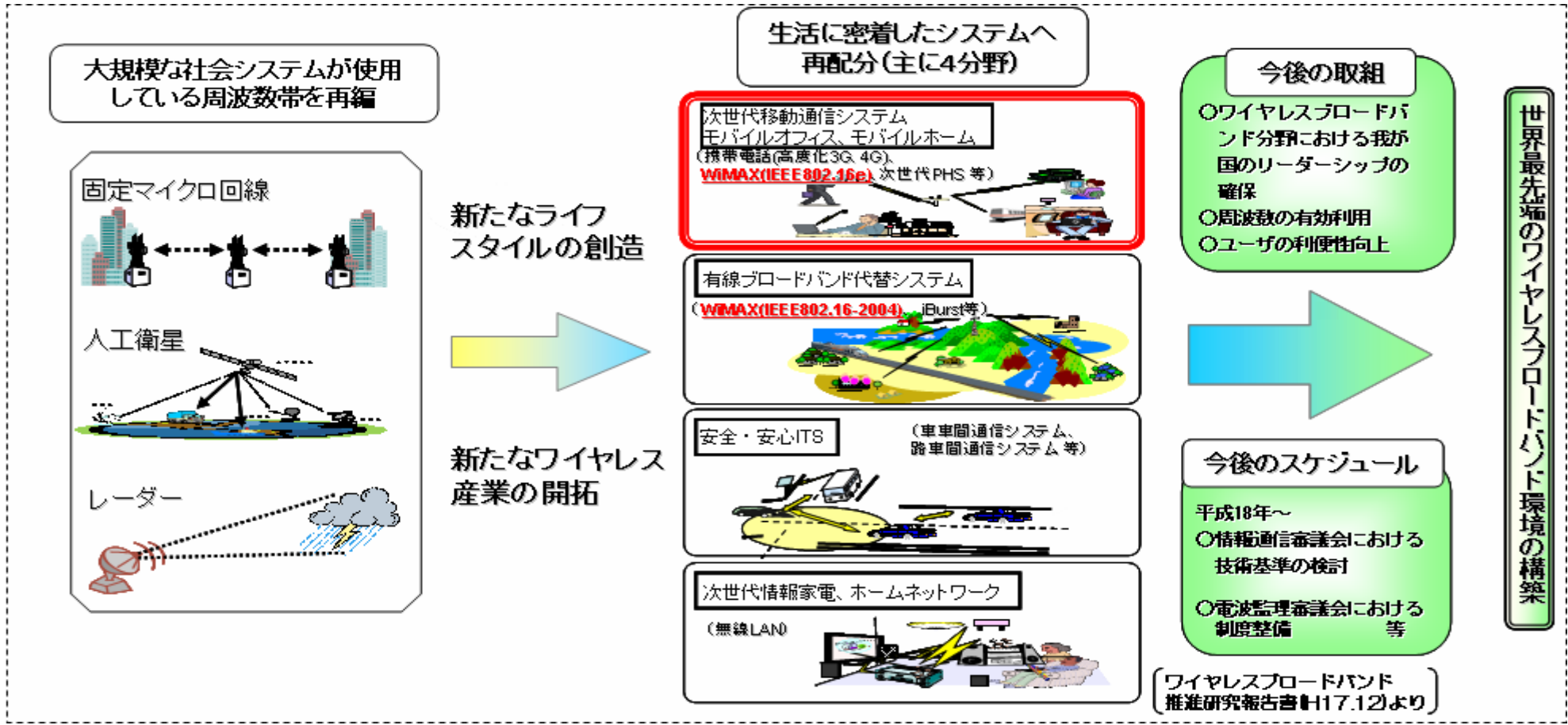
I 国等の公的機関、公益企業を含め、抜本的な周波数割当ての見直し

II 有効に利用されていない不要な周波数の返還

III 光ファイバ等で代替可能な周波数は移動通信等の電波利用が不可欠な用途に割当て

IV 再配分等による新規電波ニーズへの迅速な周波数の確保

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の中核となる電波利用システムの円滑な導入を図るため周波数割当ての見直しの実施



I-2-4-5 米国における周波数割当制度の例



オークション制度

1993年 連邦通信法改正によりオークション制度導入【無線呼出、携帯電話等】

●オークション制度の枠組み

- ・ 無線局の競願処理にあたり、入札(オークション)により免許人を決定する制度。

○主な事例

- ・ 携帯電話について、1995年～2005年にかけて、8回の入札により計3,026免許※を付与。
落札総額は約4.3兆円。 ※支払い不能に陥った免許について行った再オークションを含む。

(参考) 欧州の第3世代携帯電話のオークションでは、実施から約4年間、大部分の事業者がサービスを開始せず、事業者の格付けが低下し経営基盤が悪化する等の状況が生じた。

周波数帯リース制度

2003年 連邦通信委員会(FCC)規則改正により、リース制度を導入【無線呼出、携帯電話等】

●周波数帯リース制度の枠組み

- ・ FCCの許可又はFCCへの届出により、免許人が周波数帯のリースを行うことを可能とする制度。

地上放送のデジタル化

1997年 FCCの命令により、2006年末までにテレビ放送をデジタル転換するよう、放送事業者に要請

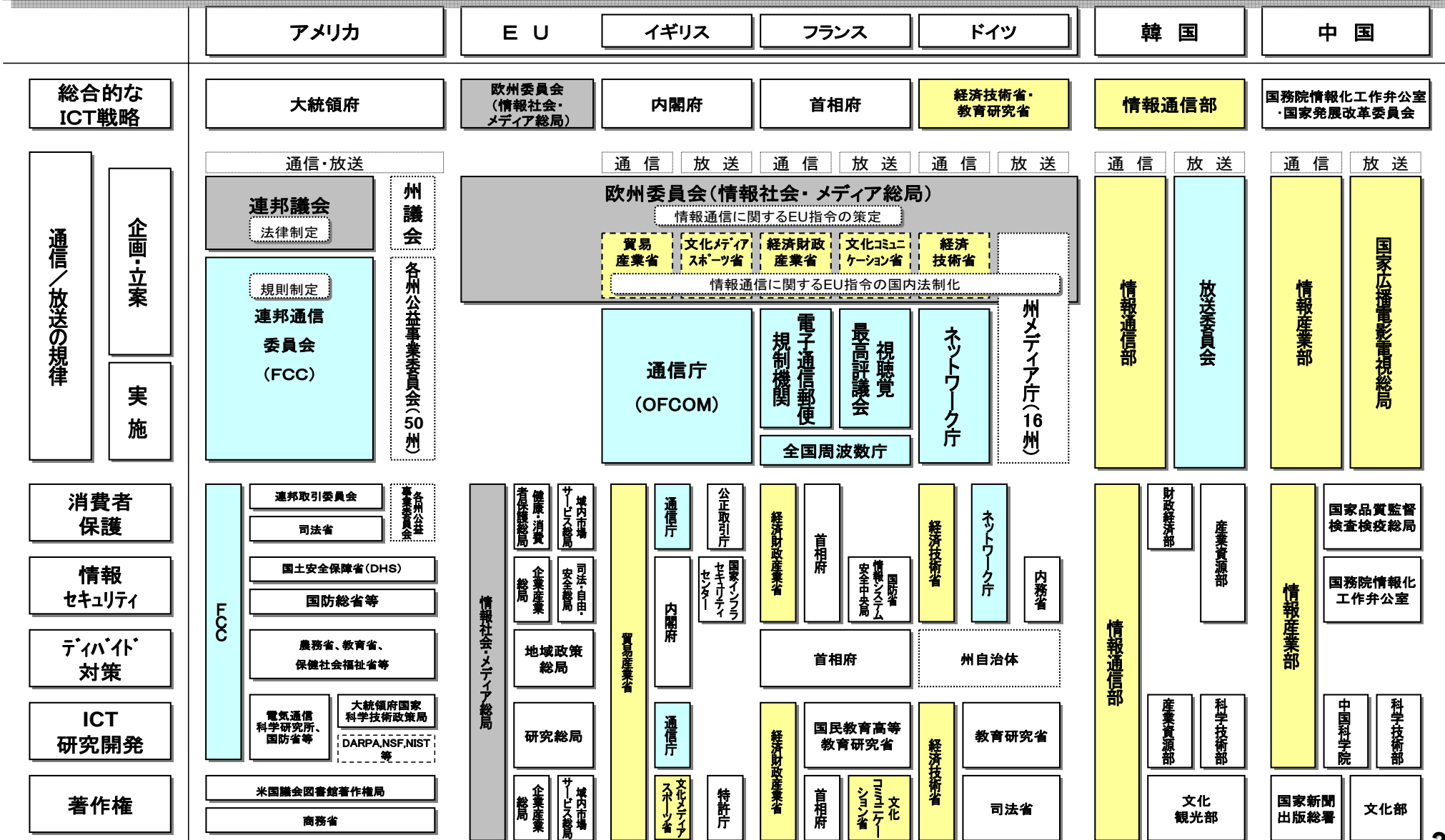
- ・ FCCは、電波の有効利用及び高度なサービスの実現のため、テレビ放送のデジタル化を決定。現在2～69チャンネルを利用しているアナログ放送を、デジタル化により2～51チャンネルに再編。空いた周波数は、公共保安用及びオークションの落札者が利用。なお、本年2月に成立した法律により、デジタル化への移行期限を2009年2月17日に延期。

I-2-5 省庁再編

— 主要国の主な情報通信行政組織 —



- 主要国で通信・放送を一元的に規律しているのは、米国及び英国(英国では03年に通信・放送規制機関を統合)。EUでも、04年に情報社会総局に教育文化局の放送所管部門を統合。韓国でも通信・放送行政の一元化に向け検討中。
- 米国では、連邦議会が専権的に法案を作成・制定。EUでは、欧州委員会が域内共通の情報通信に関する指令を策定。



I-3 研究開発の在り方(基礎研究部門)



	独立行政法人情報通信研究機構 (NICT)	日本電信電話会社 (NTT持株)	日本放送協会 (NHK放送技術研究所)
根拠法	独立行政法人情報通信研究機構法 第4条(機構の目的) 独立行政法人情報通信研究機構…は、情報の電磁的流通…及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う…。	日本電信電話株式会社等に関する法律 第3条(責務) 会社…は、…電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。	放送法 第9条(業務) 1 協会は、…次の業務を行う。 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
研究者数	305名 ^{※1)}	約3000名 ^{※3)}	259名 ^{※5)}
研究予算額	370億円 ^{※2)}	1,469億円 ^{※4)}	107億円 ^{※6)}
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信に関する研究・開発(国の政策等と密接な連携の下、基礎的でハイリスクな研究開発や実用化まで長期間・高負担を要する研究開発を中心に実施。) ○ 周波数の国家標準値の設定・標準電波の発射(時刻・計測機器等の較正に活用)、標準時の通報 ○ 民間研究開発機関等に関する支援等(助成金交付等) ○ 産学官連携による研究開発(テストベッド整備等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の事業に重要な基礎・要素技術及び電気通信事業者が新サービスを実現するための共通的な技術に係る研究開発 ※ サービス、事業に直結した研究開発は、NTTグループ各事業会社で実施。 ○ 具体的な技術分野として、コンテンツ・アプリケーション技術、情報流通プラットフォーム技術、通信ネットワーク技術、端末・ソフトウェア技術、先端技術(光デバイス、材料科学等)がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共放送の研究機関として、視聴者のメリットを最優先に、長期的な視野に立った研究を推進 ○ 放送局に所属することにより、視聴者のニーズや放送現場を熟知した研究機関として、基礎から実用化まで一貫した研究開発
主な研究成果 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク関連技術:超高速光通信技術の確立(世界初の光パケットスイッチ試作)等 ■ 安心・安全に関する技術:天候に関わらず災害状況を観測できるレーダー開発 ■ 基礎的・先端的な技術:現在の技術を超えた高信頼性・大容量化を実現できる量子情報通信技術の研究開発 ■ 新たな技術・産業を創出する研究開発環境の構築:次世代インターネット基盤技術開発等を推進するためのテストベッドネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光ファイバ製造技術:高機能ファイバ製造法のVAD(Vapor Phase Axial Deposition)法の開発等 ■ 映像符号化技術:DVD やデジタル放送に用いられている映像符号化方式 MPEG の標準化を主導し、HDTV 用ワンチップ MPEG-2 LSI(VASA)を開発 ■ 音声符号化技術:世界の携帯電話で用いられている音声符号化方式(PARCOR: PARTial auto-CORrelation)の発明等 ■ ファクシミリ技術:送信時間を大幅に短縮する高効率な符号化方式(MR)の発明等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新しい放送方式:ハイビジョン、デジタル放送、スーパーハイビジョン、立体テレビ ■ 情報バリアをなくすマイノリティサービス:聴覚障害者のための字幕サービス、視覚障害者のための解説放送、高齢者のための話速変換 ■ 放送現場へ適用する研究:高感度・高速度カメラ^{※)}、中継用伝送システム、バーチャルスタジオ ※)高感度カメラの技術は、医療現場でも応用 ■ デバイスや人間科学に関する基礎研究:PDP薄型テレビ、フレキシブルディスプレイ、視聴覚メカニズムの解明

※1)平成18年1月1日現在、※2)平成18年度運営費交付金予定額、※3)平成17年3月末現在、※4)平成16年度決算額、※5)平成17年度要員数、※6)平成18年度予算(人件費研究設備費用を含むものであり、人件費等を除く額は55億円(平成17年度事業費)。)。



Ⅱ 融合時代の通信の在り方

Ⅱ－1 通信におけるIP化及びFMCの現状

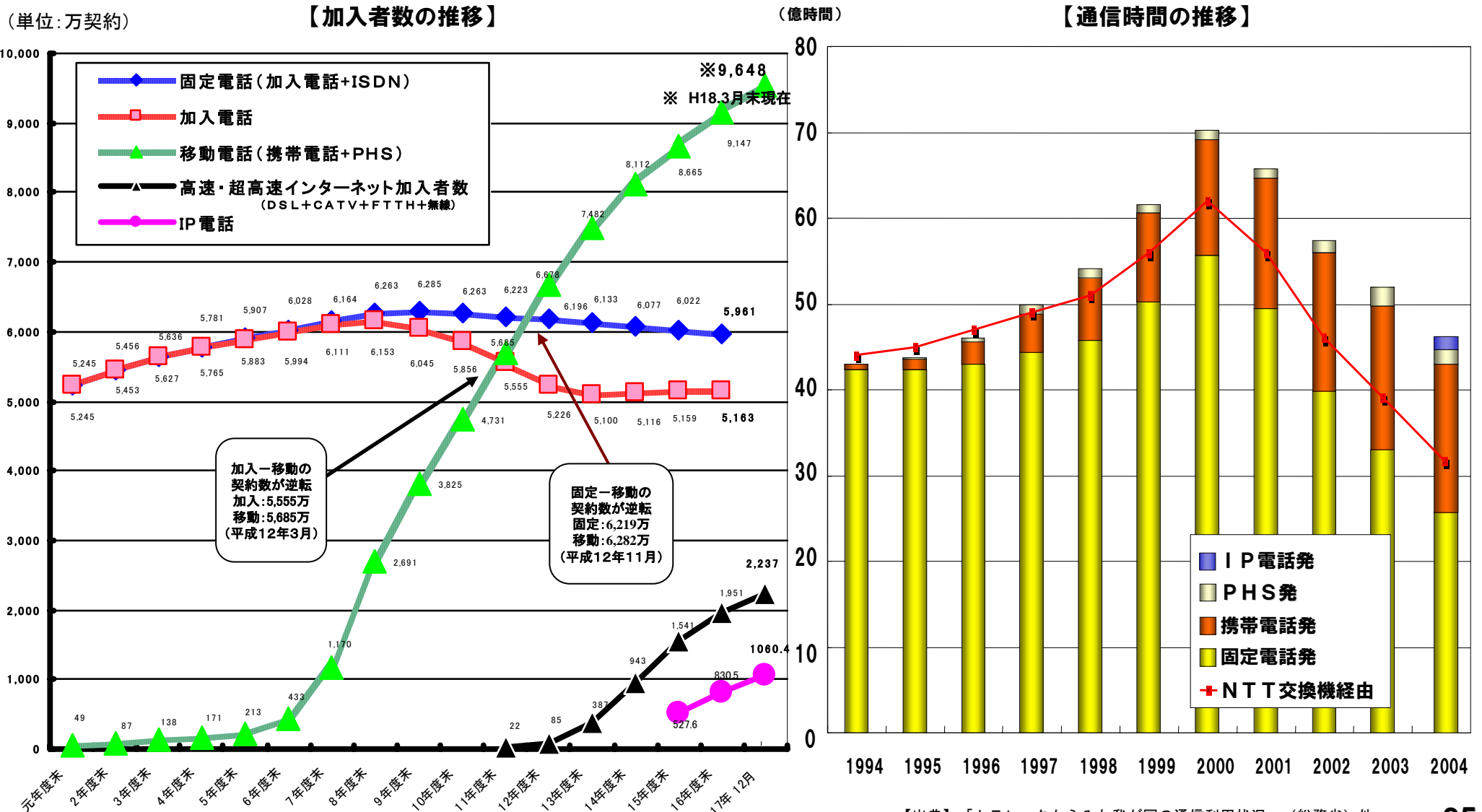
Ⅱ－1－1 通信におけるIP化の現状

Ⅱ－1－2 我が国のFMCサービスの現状

Ⅱ-1-1 通信におけるIP化の現状①(技術革新に伴う構造変化)



固定電話の加入者数やトラフィックが減少し、携帯電話、ブロードバンド、IP電話が増加へ。



【出典】「トラフィックからみた我が国の通信利用状況」(総務省)他



「NTTグループ中期経営戦略」(2004年11月発表)

- (1) 端末からネットワークまで一貫してIP化された次世代ネットワークを構築。
- (2) 次世代ネットワークは、移動通信と固定通信の融合を含めたサービスの共通基盤として構築。
- (3) 2010年には、3,000万(固定電話全加入者6,000万)の顧客に光アクセスと次世代ネットワークサービスを提供。
- (4) 次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、2010年までに5,000億円の売上げ増を目指す。
- (5) 固定通信事業の設備投資は、2010年まで従来の設備投資額と概ね同程度の水準(累計5兆円)で実施。
- (6) 固定通信事業における運営コストの削減を図り、2010年までに8,000億円のコストダウンを目指す。

「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(2005年11月発表)

- (1) 光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内／県間、東／西、固定／移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを構築。
- (2) 次世代ネットワークは、NTT東西・ドコモが構築。
- (3) 2006年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、2007年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始。
- (4) ISP、ポータルサービス等の上位レイヤサービスをNTTコミュニケーションズに統合。
- (5) 固定・移動のトータルソリューションの強化等のため、法人ユーザに対してNTTコミュニケーションズが一元的に対応。
- (6) 通信・放送融合の流れを踏まえ、コンテンツ配信ビジネスの拡大を図る。
- (7) グループ会社の連携により、サービス申込み・料金請求の一本化等のワンストップサービスを提供。



2004年9月15日発表

1 これまでの取り組み（新規サービスの開始）

- KDDIは、2003年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話のトリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
- また、2005年2月には、加入者電話回線(メタル回線)をKDDIのIP網にダイレクトに接続する(NTTの交換機を経由しない)サービス「KDDIメタルプラス」を提供開始

2 固定電話網のIP化のスケジュール

- KDDIとしては、世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供したい考え
- 具体的には、2005年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を2007年度末までに完了
- 固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築



Ⅱ-1-2 我が国のFMCサービスの現状

※FMC: Fixed and Mobile Convergence

FMCサービスの類型

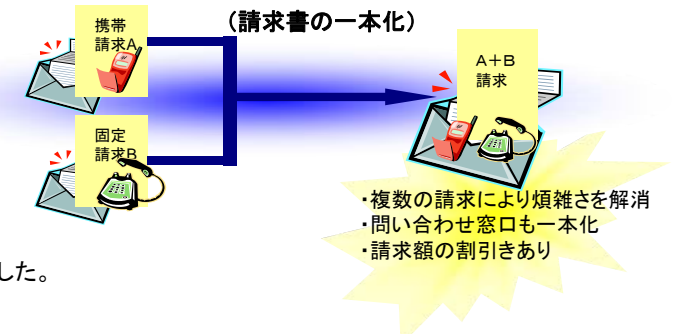
- ① 請求書の一本化
固定電話と携帯電話の請求書が一体として送られてくるサービス。
- ② ワンストップ申込み
1回の申込みで、固定電話と携帯電話に加入できるサービス。

- ③ 端末の共用
1台の端末が、屋外では携帯電話(PHS)、屋内では固定電話の子機や社内での内線無線電話として利用できるサービス。
- ④ 固定網・携帯網自動切り替え
1つの端末・電話番号で、屋外では携帯電話、屋内(自宅等)では固定電話としてシームレスに利用できるサービス。

我が国のFMCサービスの現状

請求書の一本化

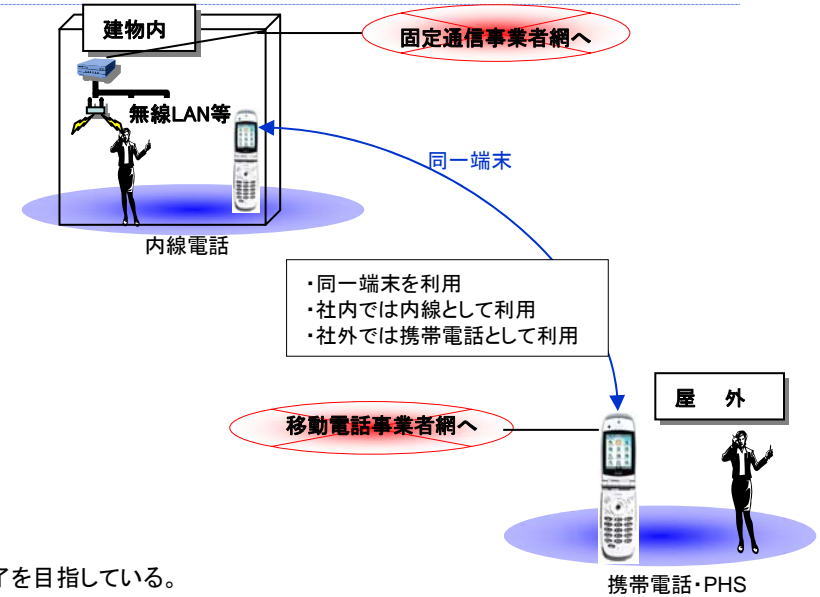
(KDDIの例)
KDDIでは、固定電話と携帯電話の請求書を、一つにまとめて請求するサービス(「KDDIまとめて請求」)を2005年5月(6月請求分から)から開始。
このサービスを利用することにより、毎月の請求額から一定額の割引きを行ったり、固定と携帯それぞれのポイントを合算できるようにした。



端末の共用

(PHSの活用例)

- ・PHSを家庭内電話の子機として活用
PHSを、屋内では固定電話機の子機として、屋外では移動電話として活用。家庭内の親機(デジタル電話機)にPHSの子機として登録することにより簡単に利用可能。(95年のサービス開始当初から、PHSの子機として登録できるデジタル電話機が発売される。)
- ・PHSの内線端末としての活用
PHSを企業内では内線電話、屋外では移動電話として活用。
(参考:1997年秋に当時の郵政省が採用。総務省においても2001年の再編時から採用。)



(NTTドコモ単体の例)
NTTドコモでは、2004年7月に、FOMAと無線LANのデュアル端末を開発し、法人ユーザー向けにFOMAで利用できる企業IP内線システムの販売を開始。社内では内線電話として、社外ではドコモの携帯電話として利用可能。

(NTT西日本+NTTドコモの例)
NTT西日本は、大阪ガスの49拠点の事業所を結ぶ「IP電話システム」を構築中。端末は1台の携帯電話端末で、社内ではNTT西日本の回線を使用したIP電話による内線および外線通話、社外では一般の携帯電話としてNTTドコモの「FOMA」を採用。平成17年度から順次移行を開始し、平成18年末の移行完了を目指している。

(ケイ・オプティコム+移動系事業者との連携例)
ケイ・オプティコムは、NTTドコモ、ウィルコム、KDDI(2006年3月開始予定)の移動系各社と法人向けソリューション分野で連携したサービスを開始。社内ではIPワイヤレス内線電話(連携事業者等との協業)、社外への発信はIP電話(ケイ・オプティコム提供)、外出先では携帯電話(連携事業者提供)として利用可能。

Ⅱ－2 NTTの在り方

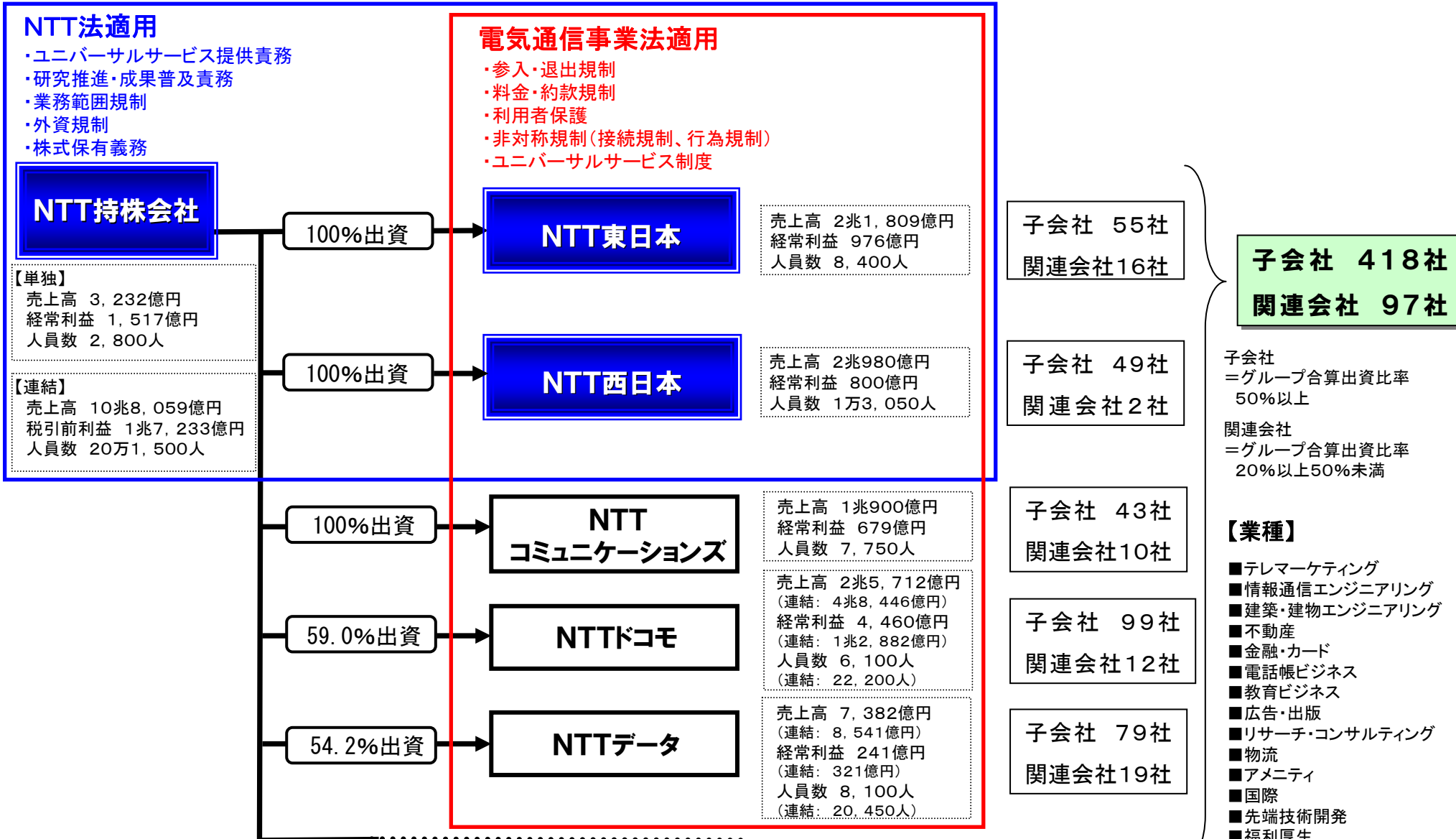
Ⅱ－2－1 NTTグループの現状

Ⅱ－2－2 アクセス機能分離

Ⅱ－2－3 「NTTの在り方」に関する各社の主張(アクセス構造分離)

Ⅱ－2－4 「NTTの在り方」に関する各社の主張(資本分離)

Ⅱ-2-1 NTTグループの現状



◇売上高・経常利益※:平成16年度決算値
 ※米国会計基準のNTT連結、NTTドコモ連結においては税引前利益を使用
 ◇人員数、子会社・関連会社数:平成17年9月末現在
 ◇出資比率:平成18年3月末現在

※ 子会社数はその会社自体を含めた数



II-2-2 アクセス機能分離①(英国BT)

- 英国OFCOMは、BTのネットワークIP化計画(21CN計画)を踏まえ、2004年1月より電気通信政策の抜本的な見直しを掲げた「電気通信の戦略的レビュー」を実施。
- 当該戦略的レビューの焦点の一つとなっていたBTの組織形態に関し、BTは、競争事業者との同等性を確保する手段として、ボトルネック設備の管理・運営を行う「アクセスサービス部門(AS)の設置」等の組織再編や、「真のアクセスの同等性」を実現するための措置、21CN計画の設計・構築に当たって公正競争条件を確保するための措置を含む55ページにわたる公約(undertakings)をOFCOMに提出。
- OFCOMは、BTの公約履行状況を監視し、検証結果を定期的に公表している。

BTの組織再編の概要

ボトルネック設備部門「AS」の設置

- BT役員と兼務しないCEOを置き、従業員30,000人を配置。
- BTグループと合意した事業計画の範囲内において業務遂行上の自由を有し、会計を分離。
- 経営陣の活動拠点は、BTグループと物理的に隔離された場所とする。
- ASのシステムについては他部門のシステムと論理的に分離。将来的にはASの業務支援システム(OSS)は物理的にも分離。
- 社員の報酬はBTグループではなくAS自体の業績に連動。
- ASとBTグループ他部門との間の不適切な影響力の波及及び情報流用を禁止。
- 別個のブランド名称「Openreach」を使用。

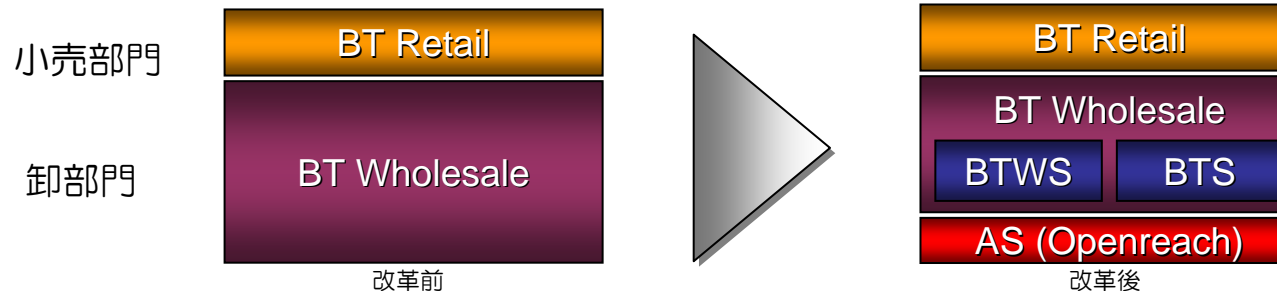
卸部門「BTホールセール」内部の更なる部門分割

- SMP規制(重大な市場支配力を有する事業者に対する規制)の対象となる卸商品のうちASによって管理されるもの以外を管理する「BTWS」と、その他事業者にとって重要な商品を管理する「BTS」を設置。

BT内の内部コンプライアンス組織「アクセス平等委員会」の設置

- 公約の履行の監視とBT経営陣に対する勧告を実施。

BTの組織内分割図





Ⅱ-2-2 アクセス機能分離②(豪州テルストラ)

- 豪州においては、2005年9月にテルストラ民営化5法が成立し、このうちの一つである電気通信関連改正(競争及び消費者問題)法により、テルストラの「運営分離」(operational separation)を規定。
- テルストラの運営を「小売事業部門」「卸事業部門」「主要ネットワークサービス事業部門」に分離し、透明性と同等性を確保することにより、テルストラ・競争事業者間における公正競争の実現を図る。
- 通信・情報・芸術大臣は、2009年7月までに、テルストラの市場支配力や運営分離に関する費用対効果等を勘案して運営分離に関するレビューを行う。

テルストラの組織再編の概要

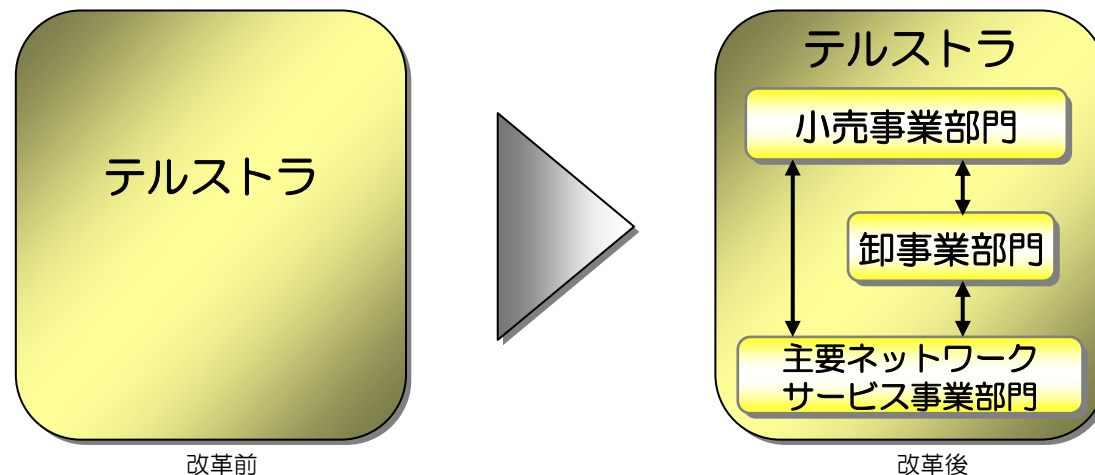
事業部門の分離

- テルストラの社内に「小売事業部門」「卸事業部門」「主要ネットワークサービス事業部門」に設置する。
- 「主要ネットワークサービス事業部門」は、障害の探知・処置・修理とサービス開始・供給処理を行う。
- これら3事業部門は、他部門から実質的に分離された形で運営する。
- これら3事業部門の人員を分離し、特に、「小売事業部門」の人員は「卸事業部門」のいかなる業務にも従事してはならない。
- これら3事業部門のインセンティブ型報酬体系は別個のものとする。
- これら3事業部門間における秘密情報の開示を制限する。
- 「卸事業部門」の経営責任者の会社の経営構造上の地位は、「小売事業部門」の経営責任者の地位と同水準とする。
- 「卸事業部門」の職場と「小売事業部門」のすべての職場を物理的に隔離し、「小売事業部門」の社員の「卸事業部門」職場へのアクセスを制限する。

監視体制の整備

- 運営分離計画の遵守状況を監視する責任者(同等性担当ディレクター)を社内に置く。
- 運営分離計画の遵守状況に関する報告書を毎年取りまとめ、通信・情報・芸術大臣及び豪州競争消費者委員会に提出する。

テルストラの組織内分割図



Ⅱ－２－３ 「NTTの在り方」に関する各社の主張（アクセス構造分離）



【日本電信電話(株)】

- ・日本では、既に、ネットワークのオープン化・アンバンドル化、設備管理部門と設備利用部門の会計分離等の措置がとられた結果NTTのアクセス回線を利用したブロードバンドの競争が大きく進展している。
- ・アクセスの構造的分離については、①電柱等のオープン化により他事業者は自らブロードバンドアクセス設備を構築することも、ネットワークのオープン化によりNTT東西の光ファイバ等を利用することもいずれも可能、②アクセスを構造的に分離した場合には、ブロードバンドインフラの円滑な構築やサービスの安定的提供を損なうおそれが大きいだけでなく、分離に伴う多大な労力や混乱が生じることから、諸外国でも実施した例はなく、③既存事業者のアクセス設備を強制的に分離することは私的財産権上の問題を生じることから、実施すべきでない。
- ・次世代ネットワークは国際標準に準拠したオープンなネットワークとして構築。NTTグループ各社間と他社との間の同等性を確保する観点から、国内外の他キャリア等との相互接続性や映像配信・アプリケーションプロバイダへのインターフェース開示を確保
- ・具体的な条件は関係者と協議をしていく考え。
- ・IPマルチキャスト等の映像配信プラットフォーム等についても、オープンなものとしていく考え。（自ら既存の放送事業そのものに進出していく考えはない。）

【KDDI(株)】

- ・NTT東西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤を保有し、IP時代にも優先的に使用。他事業者による同等の線路敷設設備の新たな自前構築は困難。また、NTT東西の電柱等は開放されているとはいえ、接続事業者はNTT東西と同じ手続・スピードでの利用が不可能。NTT東西の指定設備管理部門からみて、NTTの利用部門と接続事業者との真の同等性を確保すべき。
- ・アクセス網への接続の真の同等性を実現するには、NTT東西アクセス部門の分離が必要。
- ・NTT東西の次世代ネットワークについては、光ファイバ同様、第一種指定電気通信設備、接続条件を約款化の対象とし、他事業者への開放を義務づけるべき。

【ソフトバンク(株)】

- ・ADSLではそれなりに競争が生じているが、光サービスはNTT東西の一人勝ち。これは競争が機能していないため。NTTと新規事業者との間には、情報・手続等の非対称性があるため、現状では光回線の公正な競争は事実上不可能。
- ・NTTのアクセス回線は、政府保証債により引かれたものであり、国民のもの。NTTを再々編・垂直分離し、ユニバーサル回線会社(民間会社)を創設、光ファイバの計画的一括整備と、設備開放によるサービス競争を促進すべき。
- ・回線会社は、6兆円でメタル回線をすべて光ファイバに置き換えることが可能で、回線単価は690円で提供できる。現在、NTTが5000円で貸し出していることが理解できない。回線会社は補助は必要なく、卸に徹して、全国整備が可能。
- ・アクセス会社の1社独占による非効率性の問題は、地域分割(ヤードスティック競争)、経営情報オープン化、関係者による監視により対応できる。
- ・次世代ネットワークに係る公正競争条件の確保には、①加入者回線のイコールフィッティング確保、②上位レイヤーに対するオープン性確保、③次世代ネットワークのアンバンドル／オープン化 が必要。

Ⅱ－2－4 「NTTの在り方」に関する各社の主張（資本分離）



【日本電信電話(株)】

- ・NTT持株会社は、NTT法上も東西会社以外への出資が認められており、NTTグループの企業価値の最大化を図ることは、NTTの一般投資家の利益を確保するために不可欠。
- ・NTTは、IP化に伴うユーザーニーズの変化への対応の緊急性を考慮して、現行法の枠組みの下で、グループ各社の連携・リソースの有効活用を図り、次世代ネットワークを構築することとしたもので、グループ経営の維持は必須。
- ・次世代ネットワークはオープンとし、グループ内リソース活用については、現行ルール遵守による公正競争条件を確保。
- ・現在の市場環境は、ブロードバンド市場の各分野で競争が進展しており、NTTの一社独占回帰はあり得ない。
- ・構造分離は諸外国でも行われていない。それは、サービスのトータルとして責任を持つことが重要で、分離すると責任境界点ができるため。

【KDDI(株)】

- ・持株会社体制の下、NTTグループは圧倒的市場支配力を保持しており、中期経営戦略は独占への回帰を目指すもの。健全な競争が機能しなくなり、利用者利便が低下。完全資本分離し、各社独自ブランド・営業活動を行い、ヒト・モノ・カネ・情報のファイアウォールを確立することにより、公正競争を促進すべき。

【ソフトバンク(株)】

- （次世代ネットワークにドミナント規制を課し、アンバンドル・オープン化による公正競争確保が必要。）



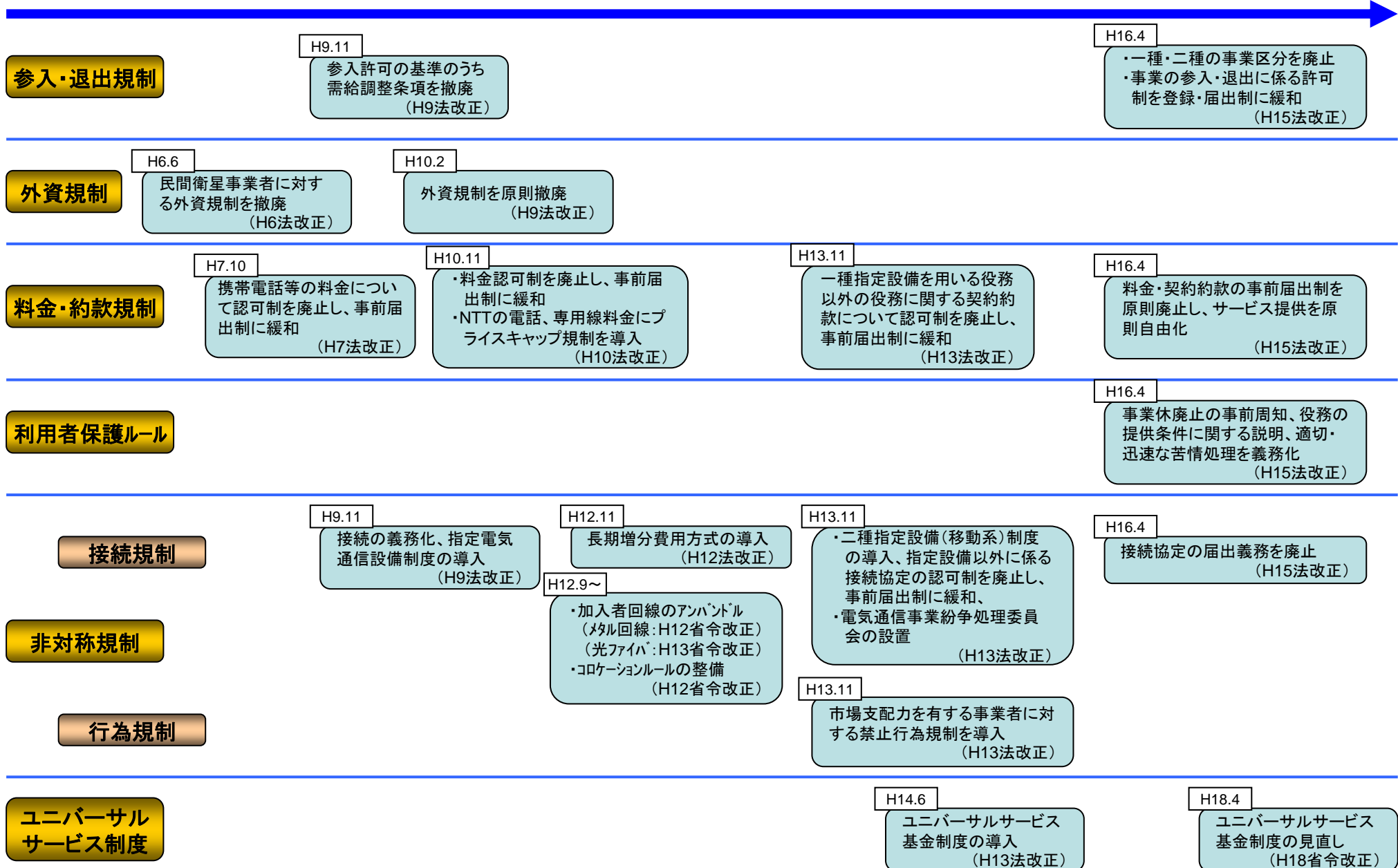
Ⅱ－3 規制の在り方

- Ⅱ－3－1 電気通信事業法の競争の枠組みの変遷
- Ⅱ－3－2 電気通信事業法の現行の枠組み
- Ⅱ－3－3 非対称規制について
- Ⅱ－3－4 接続規制について
- Ⅱ－3－5 諸外国の通信事業に対する規制の概要
- Ⅱ－3－6 NTTグループのサービス別シェア
- Ⅱ－3－7 通信市場における競争状況
- Ⅱ－3－8 ユニバーサルサービス制度について
- Ⅱ－3－9 諸外国のユニバーサルサービス制度の概要

Ⅱ-3-1 電気通信事業法の競争の枠組みの変遷



(年月は施行時点)



Ⅱ－3－2 電気通信事業法の現行の枠組み



		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
参加・退出規制 外資規制		【参入】 届出（①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録） 【退出】 事後届出（利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要） 【外資規制】 なし（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）		
	料金・約款規制	原則として自由 【基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務）】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務（※1）】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務（※2）】 プライスキャップ規制（上限価格規制）	
利用者保護		事業休止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	接続約款の届出、公表
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者（NTTコム）との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	【禁止行為】 同左 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

（※1）第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務

（※2）指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務

Ⅱ－3－3 非対称規制について



公正競争確保のため、市場支配力に着目した非対称規制を整備。

	市場支配力を有する事業者		市場支配力を有しない事業者
	第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者 【都道府県ごと占有率50%超】 → 各都道府県でNTT東西を指定	第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者 【業務区域ごと占有率25%超】 → NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定	
接続義務(第32条)	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務
特別な義務(第33条、34条)	◇接続約款の認可、公表 ◇接続会計の整理 ◇LRIC適用 ◇アンバンドル、コロケーション	◇接続約款の届出、公表	(なし)
禁止行為※(第30条)	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉 ※ 禁止行為についてはNTTドコモのみ指定	(なし)
特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為(第31条)	◇役員兼任 ◇接続に必要な設備の設置等について、他の事業者に不利な取扱い ◇役務の提供に関する契約締結の媒介等について、他の事業者に不利な取扱い	(なし)	(なし)
サービス規制(第20条、21条)	◇指定電気通信役務:保障契約約款(特定電気通信役務:プライスカップ)	(なし)	(なし)

※ 第二種指定設備設置事業者のうち「禁止行為」の適用対象者については、市場シェア等も勘案して個別に指定。

Ⅱ－3－4 接続規制について(指定電気通信設備制度の枠組み)



	第一種指定電気通信設備(固定系)	第二種指定電気通信設備(移動系)
指定要件	都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること	業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること
対象設備	<p>不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備</p> <div style="border: 2px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備 </div>	<p>不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備</p> <div style="border: 2px solid #ff0000; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備 </div>
接続関連規制	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 接続会計の整理 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不可欠設備の管理部門と利用部門を会計上分離し、その結果を毎年度報告・公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 接続約款の認可・公表 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続料 <ul style="list-style-type: none"> ・細分化(アンバンドル)された機能ごとに接続料を設定 ・接続料の算定方法は資本報酬率を含め法定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 長期増分費用(LRIC)方式: 電話網等 ➢ 将来原価方式: 加入者回線(光ファイバ)等 ➢ 実績原価方式: 加入者回線(銅線)、専用線等 ■ 接続条件 <ul style="list-style-type: none"> ・接続に必要な情報の開示義務 ・接続に必要な接続事業者の設備を設置するために建物、管路・洞道等を利用させる義務(コロケーション義務) ・NTT東西と接続事業者の同等性の確保 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 接続約款の届出・公表 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続料 <ul style="list-style-type: none"> ・能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないこと ■ 接続条件 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な条件付けの禁止 ・不当な差別的取扱いの禁止

各都道府県でNTT東西を指定

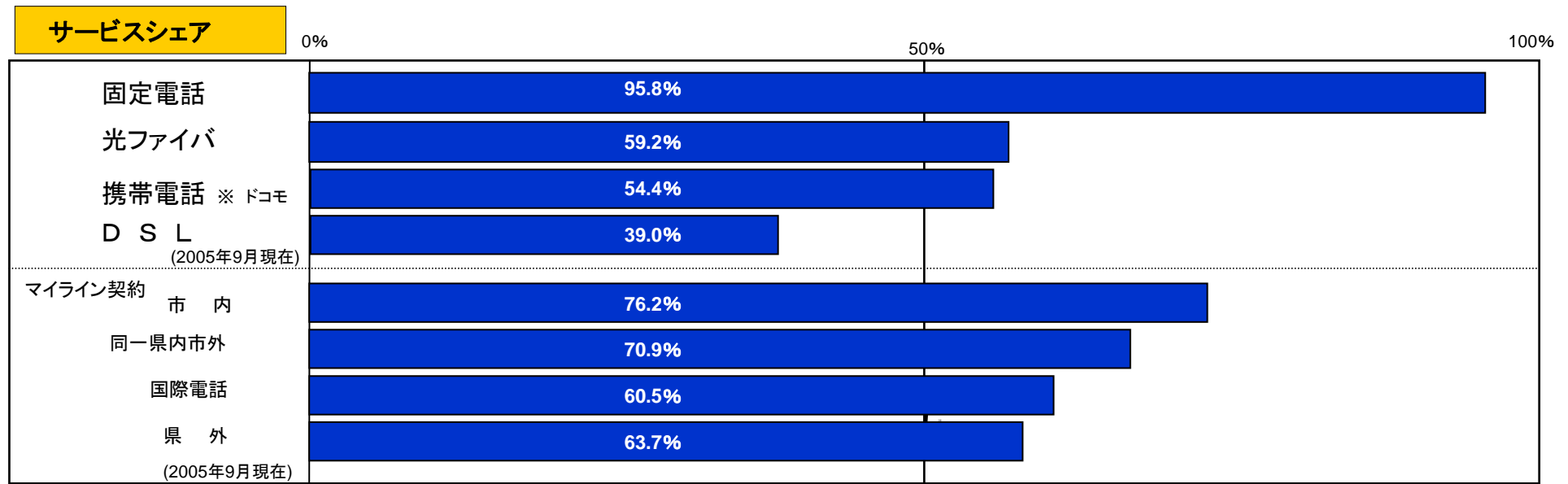
NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

Ⅱ－3－5 諸外国の通信事業に対する規制の概要

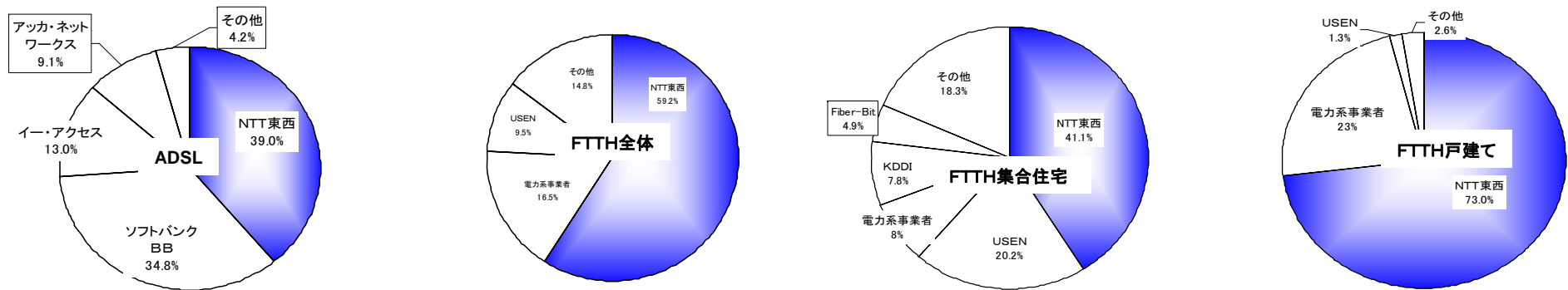


		米国	EU			韓国
			英国	ドイツ	フランス	
参加・退出規制 外資規制	【参加・退出】 ・原則として認証が必要(ただし、規制の差控えあり)。 【外資】 ・外国事業者の米国市場参加に当たって審査基準あり。 ・外国事業者による無線局免許について、直接投資20%、間接投資25%規制。	【参加】 ・電子通信ネットワーク及びサービスの提供は原則一般認可(届出)制(無線周波数等の有限な資源については、個別の利用権を設定することが可能)			【参加】 ・基幹電気通信事業者:許可制 ・別定通信事業者:登録制 ・附加通信事業者:届出制 【外資】 ・基幹通信事業者について、49%の外資規制あり	
	【外資】 なし	【外資】 なし	【外資】 なし			
料金・約款規制	・原則として約款作成義務あり(ただし、規制の差控えあり)。	・固定電話サービスの小売市場において重大な市場支配力(SMP)を持つ事業者に対し、約款作成義務・プライスカップ規制等あり。			・基幹通信役務について、原則届出(支配的事業者は認可)。	
		・BTに対して規制	・DTに対して規制	・FTに対して規制		
利用者保護		・FTCによる広告・表示規制等	・電気通信役務の提供条件明示義務 ・料金・サービス品質等に関する消費者への情報公開義務			・役務に関する利用者からの正当な意見・不満を直ちに処理する義務
非対称規制	接続規制	・全ての電気通信事業者に相互接続義務あり。 ・既存地域事業者にネットワーク要素への非差別的なアクセスをアンバンドル・ベースで電気通信事業者に提供する義務及びコロケーション義務あり。	固定・移動サービスの卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、無差別の接続義務、コスト志向の接続料設定等の規制あり。			・基幹通信事業者のうち、不可欠設備を保有または売上高シェア50%以上の事業者に対し、アンバンドルベースの公正・合理的・非差別的な料金・条件での接続義務あり。
	行為規制	・旧ベル系地域事業者の競争分野での活動において以下のような条件あり(ただし、一定の条件を満たせば義務が終了)。 ・分離関連会社によるサービス提供 ・分離関連会社との役員等の兼任禁止 ・分離関連会社と他事業者との間におけるサービス・設備・情報提供等に関する差別的取扱いの禁止 ・分離関連会社との共同マーケティングの制限	・固定:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	・固定:DTに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制	・固定:FTに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	
		・固定電話サービスの小売市場においてSMPを持つ事業者に対し、市場参加の妨害や略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止 ・卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、上記接続規制の他、差別的取扱いの禁止等の規制あり。	【固定電話小売市場】 ・BT等に対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・DTに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:DTに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・FTに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:FTに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	—

Ⅱ-3-6 NTTグループのサービス別シェア



(ブロードバンド会社別シェア)



回線シェア



Ⅱ—3—7 通信市場における競争状況



■日本の通信市場における競争は、長距離通信におけるNTTvsKDDIvs日本テレコムを軸としたものから、ブロードバンド化の進展の中で、NTTvsKDDIvsソフトバンクvs電力系vsCATVを軸に展開。今後、携帯電話市場においても新規参入が見込まれ一層の競争が進展する見込み。

※各社HP等より総務省作成

グループ	加入者回線保有	長距離・国際・企業通信	ブロードバンドサービス	放送・映像配信サービス	携帯電話
NTT	NTT東西	NTTコム	NTT東西 NTTコム	ぷららネットワークス 4thMEDIA	NTTドコモ
KDDI	JCNグループ + 東京電力	KDDI	KDDI	光プラスTV	KDDI
東京電力		旧パワードコム	東京電力	(株)キャストィ	
ケイ・オプティコム	ケイ・オプティコム		ケイ・オプティコム	ケイ・キャット	
ソフトバンク	3/17 買収合意	日本テレコム	ソフトバンクBB	BBTV TV Bank	BBモバイル 参入予定
ボーダフォン					ボーダフォン
イーアクセス			イーアクセス		e-モバイル 参入予定
ウィルコム					ウィルコム
J:COM	J:COM		J:COM	J:COM	
USEN	ユースコミュニケーションズ	メディア	USEN	Gyao ShowTime	

Ⅱ-3-8 ユニバーサルサービス制度について



制度導入の背景・目的

- ◆ 1985年の電気通信市場への競争原理の導入・電電公社の民営化後、ユニバーサルサービスである「電話役務」は、NTT法に基く責務としてNTT(再編後はNTT東・西と持株)が全国での提供を確保
- ◆ 地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東・西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、NTT東・西以外の事業者にも応分のコスト負担を求めることとし、2001年電気通信事業法を改正(NTT法の責務規定は存置)
- ◆ 同改正の際に、ユニバーサルサービスを、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務と規定
- ◆ NTT東・西の内部相互補助により行われてきたユニバーサルサービスのコストについて、これを客観的ルールにより算定し、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度(受益者負担制度)

ユニバーサルサービスの範囲

- ◆ ユニバーサルサービスの範囲
加入電話、公衆電話、緊急通報
- ◆ 携帯電話とブロードバンドサービスは、依然普及途上にあることから、現時点では補填対象外(情報通信審議会平成17年10月)

携帯電話

- 事業者間の競争を通じたネットワーク整備の途上
- 固定電話の概ね2倍と料金水準が高く、固定電話を代替しえない
- 未カバーエリアが存在し、その整備に要する投資額が大きい

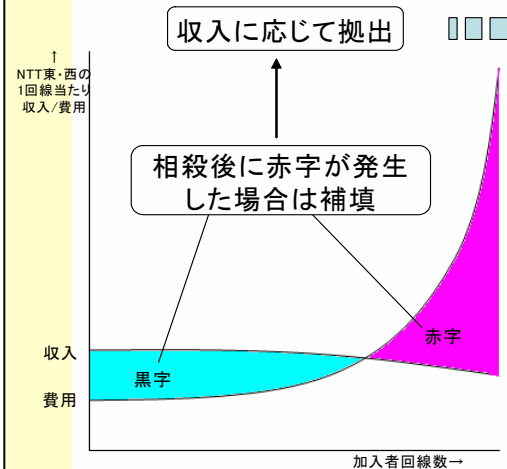
ブロードバンドサービス

- 事業者間の競争を通じたネットワーク整備の途上
- 提供可能世帯数は増加しているものの、依然普及途上のサービス(普及率:37%)

ユニバーサルサービス制度の改正

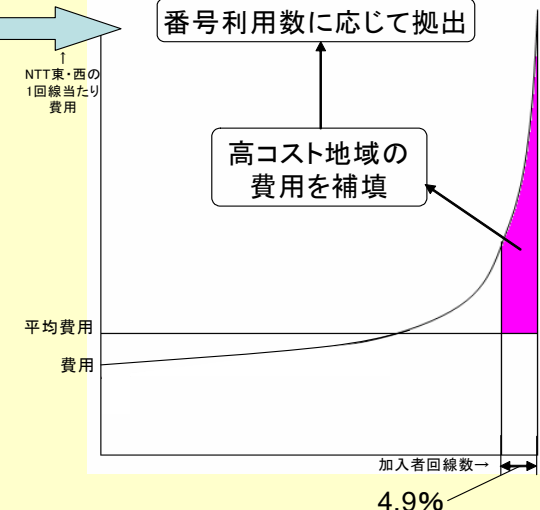
収入費用方式(相殺型)

事業法改正により制度化(平成14年6月施行)。
(赤字が発生しなかったことから、これまで稼働せず。)



ベンチマーク方式

平成18年度から適用。
(新制度適用後3年を目途として見直しを行う)



Ⅱ-3-9 諸外国のユニバーサルサービス制度の概要



	アメリカ	フランス(注1)	イタリア(注1)	韓国	日本
制度創設	1996年	1996年	1997年	2000年	2001年
ユニバーサルサービスの定義	良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能 全国全ての地域の消費者が都市地域と合理的に同等の電気通信・情報サービスに合理的に同等の料金でアクセスできること	利用可能な料金で一定の品質を有する電話サービスの公衆への提供	一定の品質で、その所在地に関わらず、社会的に特別の条件も考慮の上、全ての顧客が利用可能な最低限の要素として定義されたサービス	すべての利用者がいつでもどこでも適正な料金で提供を受けることができる基本的な電気通信役務	国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして、総務省令で定める電気通信役務
補填を受ける事業者 (固定電話サービスのシェア(注2))	一定の要件を満たした事業者(注3)	フランステレコム (約82%)	テレコムイタリア (約99%)	KT (約93%)	NTT東・西 (約98%)
ユニバーサルサービスの範囲	・音声通話の利用(注4)	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報 ・番号案内	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報 ・番号案内	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報	・加入電話 ・公衆電話 ・緊急通報
補填額(注5)	約3,807億円(注4) (2004年度)	約45億円 (2004年度)	約44億円 (2001年度)	約65億円 (2004年度)	約110~170億円 (2006年度推計)
基金への拠出事業者	州際電気通信サービス提供事業者	電気通信事業者 (注6)	電気通信事業者 (収益が全事業者合計の1%に満たない事業者は免除) (注6)	電気通信事業者 (収益が30億円を下回る事業者は免除)	電気通信番号を指定された電気通信事業者 (前年度収益が10億円を下回る事業者は除く)
基金への拠出方法	電気通信事業収益比 (州際収益のみ)(注7)	電気通信事業収益比	電気通信事業収益比	電気通信事業収益比	電気通信番号数比

注1: EU指令において、事業者によるユニバーサルサービス提供が不公平な負担となっている場合においては、コスト分担のための仕組み(基金制度等)を導入することとされている。なお、同指令において、その範囲は加入電話、公衆電話、緊急通報、番号案内とされている(ブロードバンドサービスは対象外)。

注2: フランスは2005年6月末現在・回線数ベース、イタリアは2002年末現在・回線数ベース、韓国は2005年末現在・市内電話加入者数ベース、日本は2005年3月末現在・回線数ベースのデータ。

注3: 州の公益事業委員会が適格電気通信事業者を指定。同一地域で複数の事業者が補填を受けることも可能。

注4: 高コスト地域サポートの他、低所得者サポート(約832億円)、学校・図書館サポート(約1,810億円)、ルーラル医療機関サポート(約42億円)がある。このうち、学校・図書館サポートは、ルーラル地域のインターネット接続や教室LANのための電気通信サービス料金を減額するもので、ルーラル医療機関サポートは、ルーラル地域の医療機関に対して1.544Mbpsまでの帯域を同一州の近隣都市と同等の料金で提供可能とするためサポートするものである。

注5: 為替レートは補填対象年度の毎月末時点のレートの平均(数字は日本銀行公表資料による)。

注6: エンドユーザーにサービス提供している事業者に限る。

注7: アメリカではFCCにおいて現行制度の見直しについて検討中。



Ⅲ NHKの在り方

Ⅲ－1 ガバナンスの強化の方策

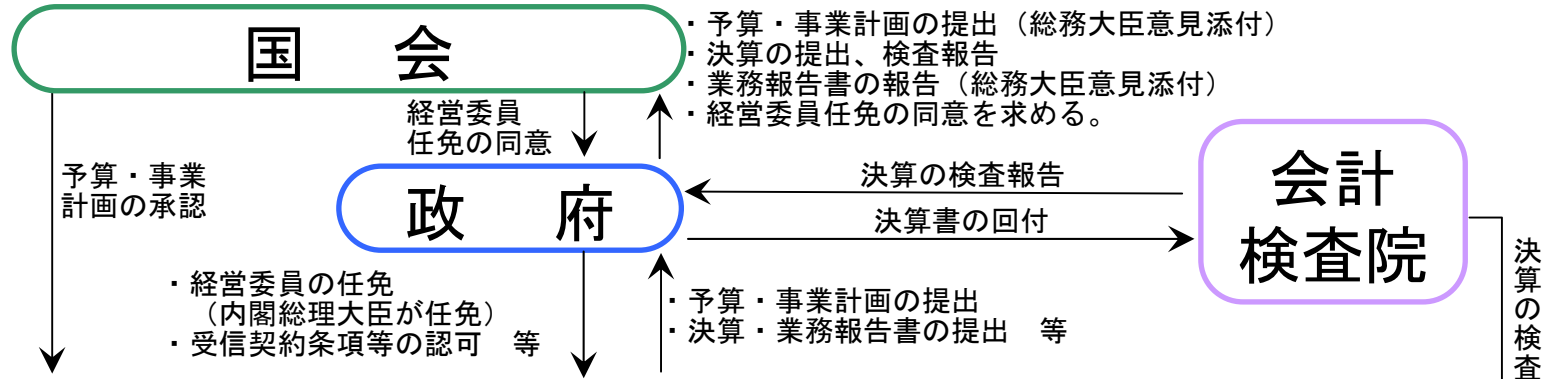
- Ⅲ－1－1 NHKのガバナンスの現状
- Ⅲ－1－2 平成18年度～20年度 NHK経営計画(抜粋)
- Ⅲ－1－3 BBC経営委員会の改革案
- Ⅲ－1－4 BBCとNHKのガバナンス(経営委員会等)について
- Ⅲ－1－5 経営委員会の報酬について

Ⅲ-1-1 NHKのガバナンスの現状

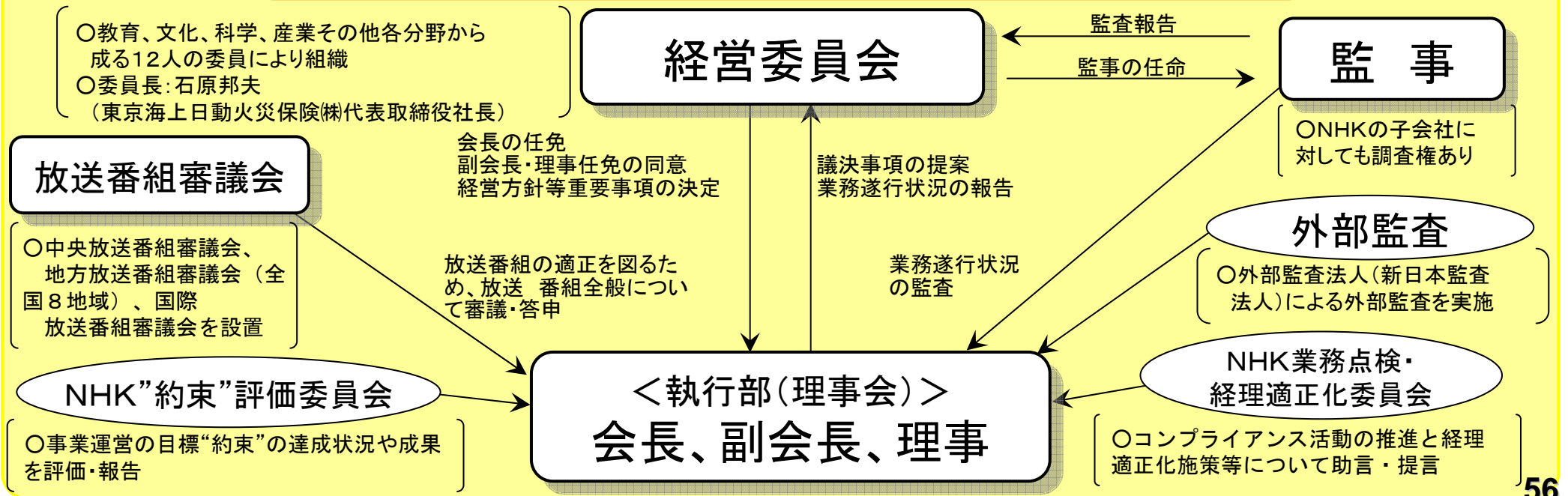


国民・視聴者

代表



N H K





(2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の改革

< i >経営委員会の機能強化

経営委員会のガバナンスの強化

- ◆ 経営委員会に「評価・報酬部会」を設置し、執行部に対する目標管理・業績評価を導入し、評価結果をその処遇に反映します。
また、評価にあたっては、視聴者のみなさまの視点に立った評価を行う「NHK“約束”評価委員会」の評価システムを活用します。
- ◆ 経営委員会は、会長、理事のほか各部局等へのヒアリングを行うなどにより、執行部の事業運営に対する監督を強化します。
- ◆ 経営委員会は、必要に応じ、「指名委員会」を設置し、会長・監事の任命、副会長・理事の任命同意に関する検討、審議を行います。
- ◆ 経営委員会の業務を的確に行うため、監事との連携をさらに強化し、また専門性のあるスタッフを中心に事務局体制を強化します。

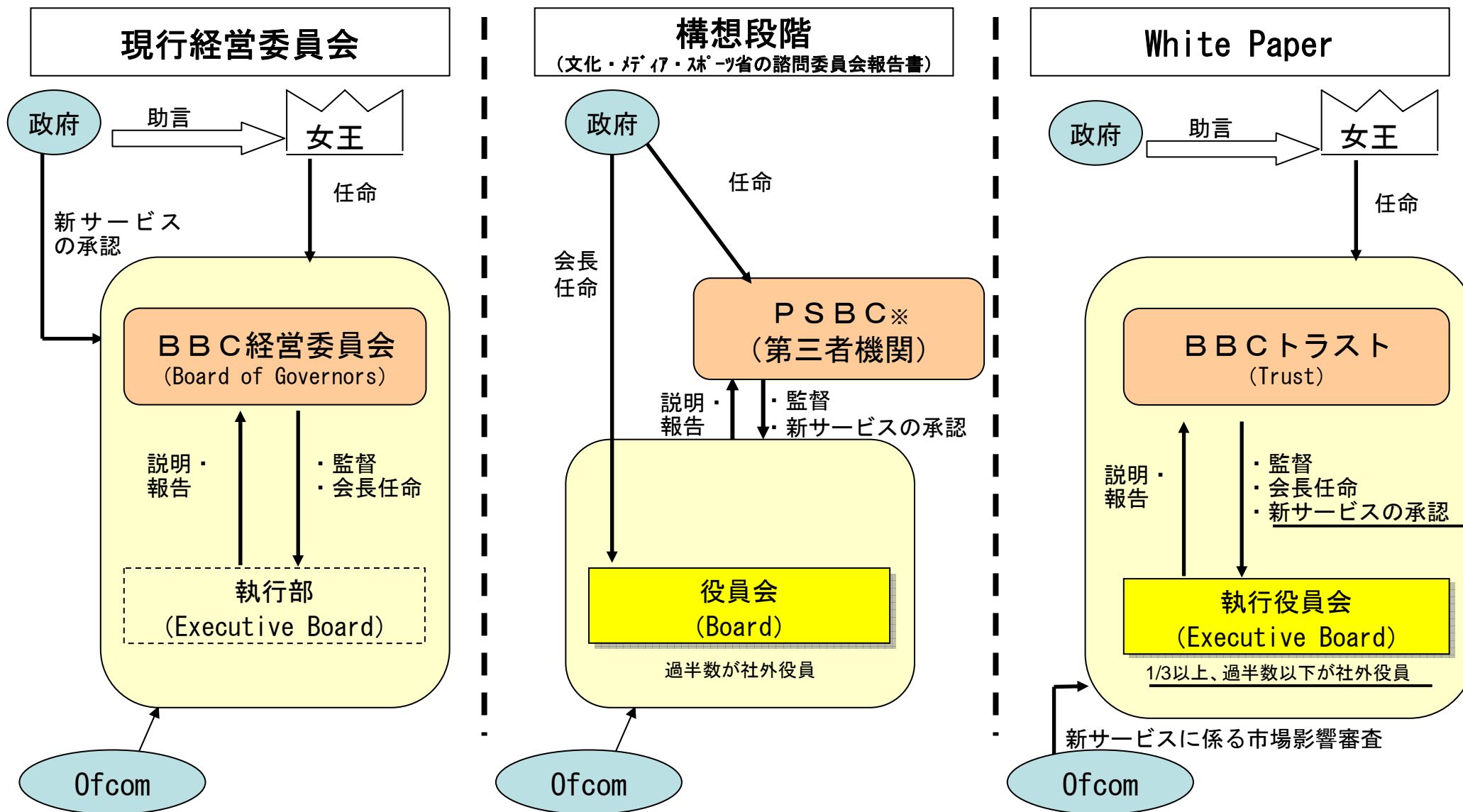
経営委員会の説明責任を果たす透明性の向上

- ◆ 視聴者のみなさまとの結びつきを強化するため、経営委員会の活動内容をより積極的に公表、説明します。

< i i >執行部の改革

- ◆ 視聴者のみなさまの視点に立った事業運営の推進と執行部の活性化を図るため、外部の人材を役員に起用することを検討します。
- ◆ 視聴者のみなさまの意向をより迅速に事業運営に反映させるため、「NHK“約束”評価委員会」の評価を積極的に活用するとともに、組織のフラット化を進め、現場第一線と執行部との距離を短縮します。
- ◆ 透明性の高い事業運営を行うため、情報の公開をより積極的に行います。
 - ・経営情報の公開を進めるため、執行部の審議の場である理事会の議事録を充実し、ホームページに掲載します。
 - ・NHKは、放送の自由・表現の自由を確保しつつ、説明責任をしっかりと果たしていく観点から、受信料の用途などの情報を、より積極的に公開する取り組みを推進します。
- ◆ 内部統制に関する専門性をもつ弁護士、公認会計士で構成する「NHK業務点検・経理適正化委員会」から、内部統制に関する評価について定期的に報告を受けて、新たな措置を行うなど、コンプライアンスの推進に不断に取り組めます。

Ⅲ-1-3 BBC経営委員会の改革案



問題点 (出典: Green Paper)

- ・ 政府の介入が強化され、BBCの独立性が損なわれるおそれ
- ・ BBCの現場から監督機関が乖離するおそれ

※PSBC: Public Service Broadcasting Commission

Ⅲ－１－４ BBCとNHKのガバナンス(経営委員会等)について



	BBC経営委員会	NHK経営委員会
設置根拠	女王から下賜される特許状	放送法
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・女王から任命された全国9名、地域代表3名からなる計12名の非常勤委員（ただし、<u>委員長は事実上の常勤</u>） ・<u>委員の公募（政府全体の公募手続に従う）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣から任命された全国4名、地域代表8名からなる12名の非常勤委員
主要な権限・業務	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務の監視監督</u> ・執行部の任命 ・<u>毎年の予算を承認</u> ・<u>BBCの事業計画を決定</u> <p>【BBCトラストで追加された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新サービスの承認</u> <ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書の大臣提出 ・<u>経営委員会内に5つの小委員会を設置（番組苦情、公正取引、監査、報酬、財産管理）</u> ・上記の報酬小委員会で、執行部の報酬等を決定。 なお、<u>経営委員の報酬等は、文化・メディア・スポーツ大臣が決定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部の長の任命、長以外の任命同意 ・毎年の予算の議決 ・毎年の事業計画の議決 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年の業務報告書の議決 ・監事の任命 <p>【評価・報酬部会、指名委員会を新たに設置（H18.4.11）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営委員及び執行部の報酬等を決定
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局スタッフ32名 ・<u>事務局長（理事）を外部出身者から登用</u> ・<u>経営委員会及び事務局を執行部と異なる場所に設置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局スタッフ5名
(参考1) 政府・国会との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>文化・メディア・スポーツ大臣が受信料を決定</u> ・文化・メディア・スポーツ大臣との間で、BBCの業務の大枠等を定めた10年間の協定書を締結（国会承認） 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の受信料の国会承認 ・毎年の予算・事業計画の国会承認
(参考2) 執行部の構成	<p>【BBCトラストで追加された事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>執行役員会 (Executive board) 1/3以上、過半数以下が社外役員</u> 	<p>「平成18～20年度 NHK経営計画」において、「外部の人材を役員に起用することを検討」する旨記載</p>

注：下線は、BBCとNHKの間で大きな差異がある部分。



Ⅲ-1-5 経営委員会の報酬について

○ 月報酬（会議手当×勤務日数）

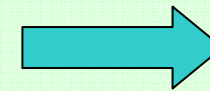
委員長	396,000円
委員長代行	356,400円
委員	316,800円

※ 委員会を欠席した場合は、欠席日数相当分を減額する。

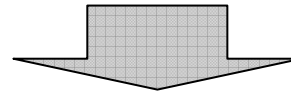
○ 特別報酬（年2回 上期、下期）

委員長	792,000円	×	2回
委員長代行	712,800円	×	2回
委員	633,600円	×	2回

※ 1回につき、月報酬に「2」を乗じた額



特別報酬は
月報酬の4か月分



▼ 年間報酬概算（月報酬×12か月＋特別報酬）

委員長	6,336,000円	（4,752,000円＋1,584,000円）
委員長代行	5,702,400円	（4,276,800円＋1,425,600円）
委員	5,068,800円	（3,801,600円＋1,267,200円）

※ 委員会を欠席した場合は、欠席日数相当分を減額。

※平成17年度に20%削減。平成18年度にさらに前年度比で10%削減。

○ 調査・資料費 実費支給

○ 旅費

- ・ 日当 3千円／日（出張日数に応じて支給）
- ・ 宿泊料 1万5千円／1泊
- ・ 交通費 実態に応じて支給

※経営委員会は1回2時間程度、
概ね月2回開催



Ⅲ－2 組織の在り方

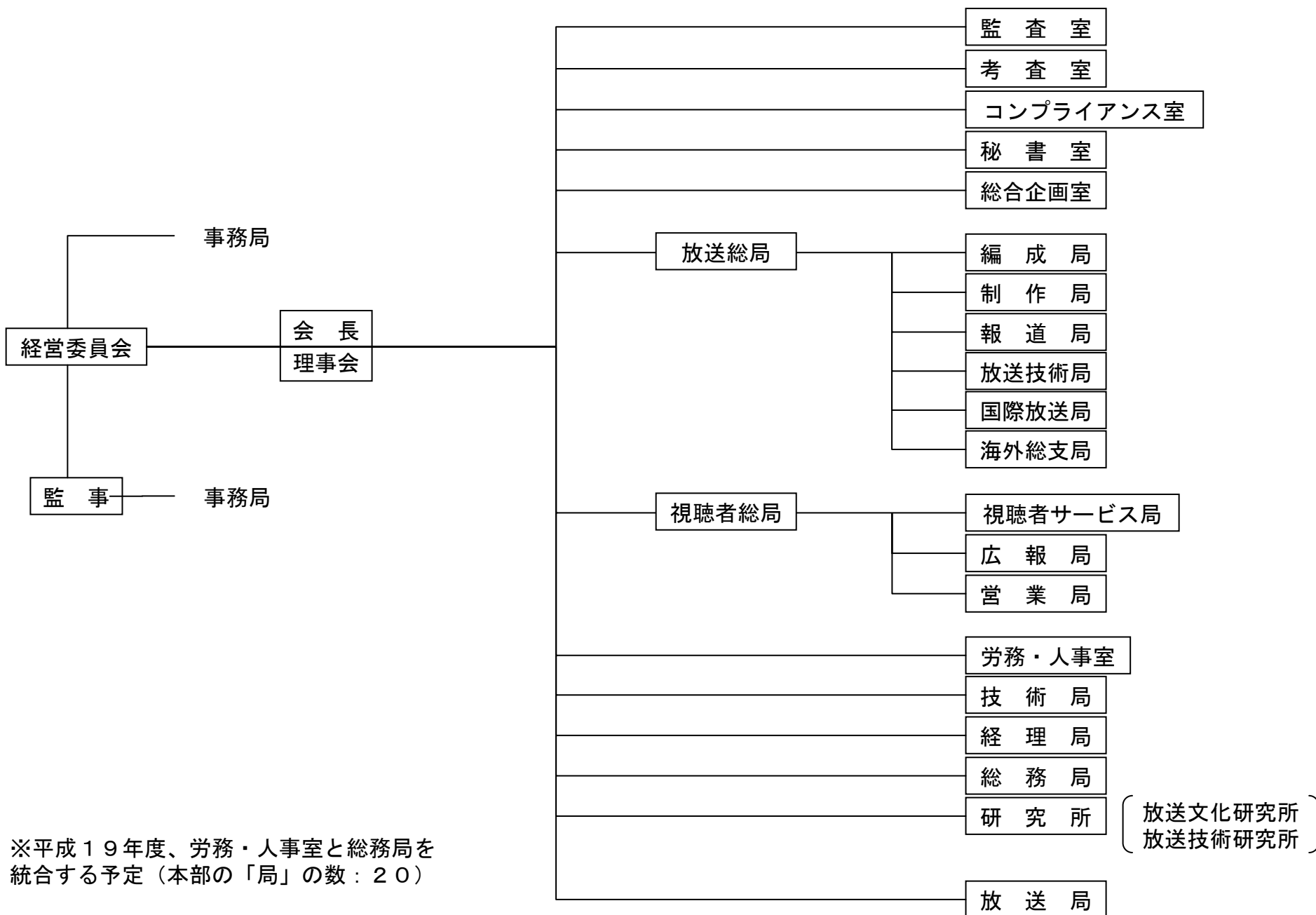
Ⅲ－2－1 NHK組織図(平成18年度)

Ⅲ－2－2 NHKの公共的役割

Ⅲ－2－3 地上テレビ放送用電波割当てチャンネル数

Ⅲ－2－4 テレビ放送の目的別種類による放送時間比率

Ⅲ-2-1 NHK組織図(平成18年度)



※平成19年度、労務・人事室と総務局を統合する予定(本部の「局」の数: 20)

Ⅲ-2-2 NHKの公共的役割①



1 放送の全国普及

○ NHK

「あまねく全国において受信できるように措置を
しなければならない。」(放送法第9条第5項)



民放
「あまねく受信できるように努めるものとする。」(同法第2条の2第6項)

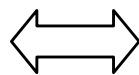
(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK : 約99.4%、211局 ⇔ 民放事業者 : 約89.4%~約98.3%、83局~169局

2 良質な放送番組の提供

○ 分野別番組比率(再免許時の免許条件)

NHK総合 : 教育10% 教養20%
NHK教育 : 教育75% 教養15%



民放 : 教育10% 教養20%

○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合(平成16年度実績)

NHK総合 89.5% ⇔ 在京キー局 31.2%~66.3%

3 放送技術の開発

- NHK放送技術研究所の研究予算額 : 107億円
- 特許権及び実用新案権保有総数 : 1,085件
- NHK技術研究所
(職員数286人、うち研究員259人)

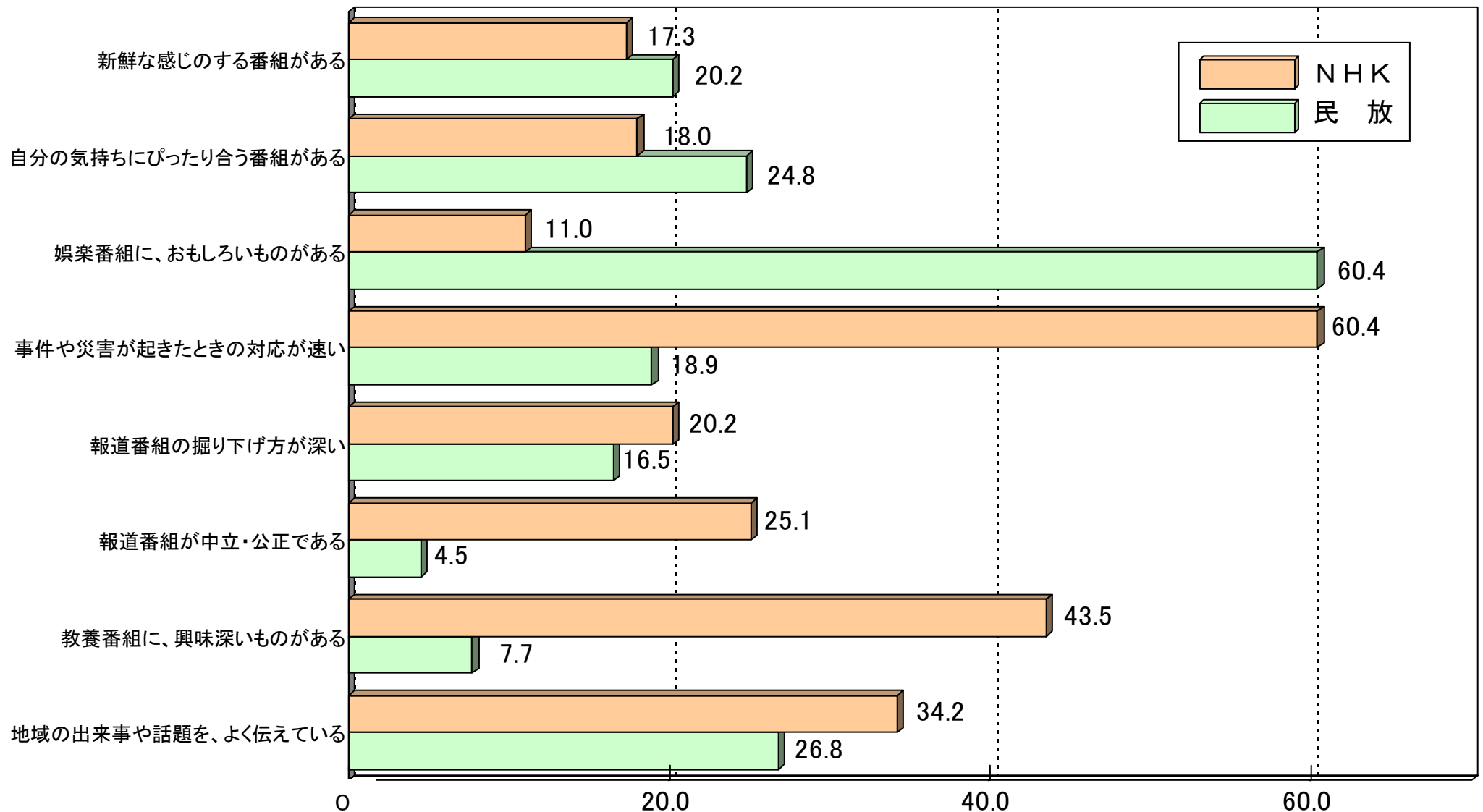
4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
 - ・昭和10年開始(運営総経費90億円 うち政府交付金23億円)
 - ・放送時間 1日延べ65時間(22言語)
- 映像国際放送
 - ・平成7年開始(運営総経費29億円)
 - ・1日24時間(日本語、英語)
 - ・在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

Ⅲ-2-2 NHKの公共的役割②



番組に対する視聴者の意見



出典：NHK放送文化研究所放送研究と調査2005年8月号「日本人とテレビ 2005年」

Ⅲ-2-3 地上テレビ放送用電波割当てチャンネル数



放送対象地域	アナログ親局			アナログ中継局		
	NHK教育	NHK総合	民放	NHK教育	NHK総合	民放
全国	1					
北海道		1	5	33	32	159
青森県		1	3	5	4	10
岩手県		1	4	6	5	26
宮城県		1	4	3	2	8
秋田県		1	3	7	5	15
山形県		1	4	6	5	20
福島県		1	4	6	5	23
関東広域圏※1		1	5			
茨城県				2	2	10
栃木県			1	3	3	17
群馬県			1	2	2	11
埼玉県			1	1	1	7
千葉県			1	3	3	13
東京都			1	3	3	18
神奈川県			1	2	2	12
山梨県		1	2	2	1	2
長野県		1	4	6	5	26
新潟県		1	4	5	4	13
富山県		1	3	2	1	3
石川県		1	4	5	4	16
福井県		1	2	5	4	8
中京広域圏※2			4			
岐阜県		1	1	3	3	15
愛知県		1	1	2	1	5
三重県		1	1	3	3	15
静岡県		1	4	6	5	20

放送対象地域	アナログ親局			アナログ中継局		
	NHK教育	NHK総合	民放	NHK教育	NHK総合	民放
近畿広域圏※1			4			
滋賀県		1	1	2	1	9
京都府		1	1	3	3	15
大阪府		1	1	1		
兵庫県		1	1	5	5	24
奈良県		1	1	1	1	5
和歌山県		1	1	3	3	15
鳥取県		1	3	2	2	16
島根県		1		3	2	
広島県		1	4	9	8	32
山口県		1	3	8	7	23
岡山県		1	5	3	2	25
香川県		1		3	3	
徳島県		1	1	2	1	1
愛媛県		1	4	8	7	25
高知県		1	3	4	3	7
福岡県		1	5	5	4	20
佐賀県		1	1	2	1	1
長崎県		1	4	6	5	20
熊本県		1	4	3	2	8
大分県		1	3	8	7	16
宮崎県		1	2	3	2	4
鹿児島県		1	4	14	13	55
沖縄県		1	3	7	6	13
合計チャンネル数	1	41	127	226	193	806

※1 「関東広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。

※2 「中京広域圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。

※3 「近畿広域圏」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。

※4 「アナログ中継局」の数は、「放送用周波数使用計画」で規定されたチャンネル（空中線電力10W(UHF帯)については30W)を超える中継局のチャンネル)の数を示す。

Ⅲ-2-4 テレビ放送の目的別種類による放送時間比率



		教育番組	教養番組	報道番組	娯楽番組
NHK	(総合)	11.0%	22.6%	50.8%	15.6%
	(教育)	80.1%	15.2%	4.7%	0.0%
	(BS-1)	13.2%	20.6%	55.9%	10.3%
	(BS-2)	31.6%	23.1%	21.4%	23.9%
	(BS-hi)	12.6%	32.9%	32.2%	22.3%
地上民放		12.4%	24.6%	19.7%	37.8%

※ 平成16年度の比較。NHKは平成16年度業務報告書、民放は各社報告より総務省作成。

(参考)

- NHK(総合・BS-1)、民放については、再免許の条件等において、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保することとされている。
- NHK(BS-2)については、認定に際して、教育番組30%以上、教養番組20%以上を確保することとされている。
- NHK(教育)については、再免許の条件において、教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保することとされている。

(注) 放送法(昭和25年法律第132号) 第2条

五 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

六 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。



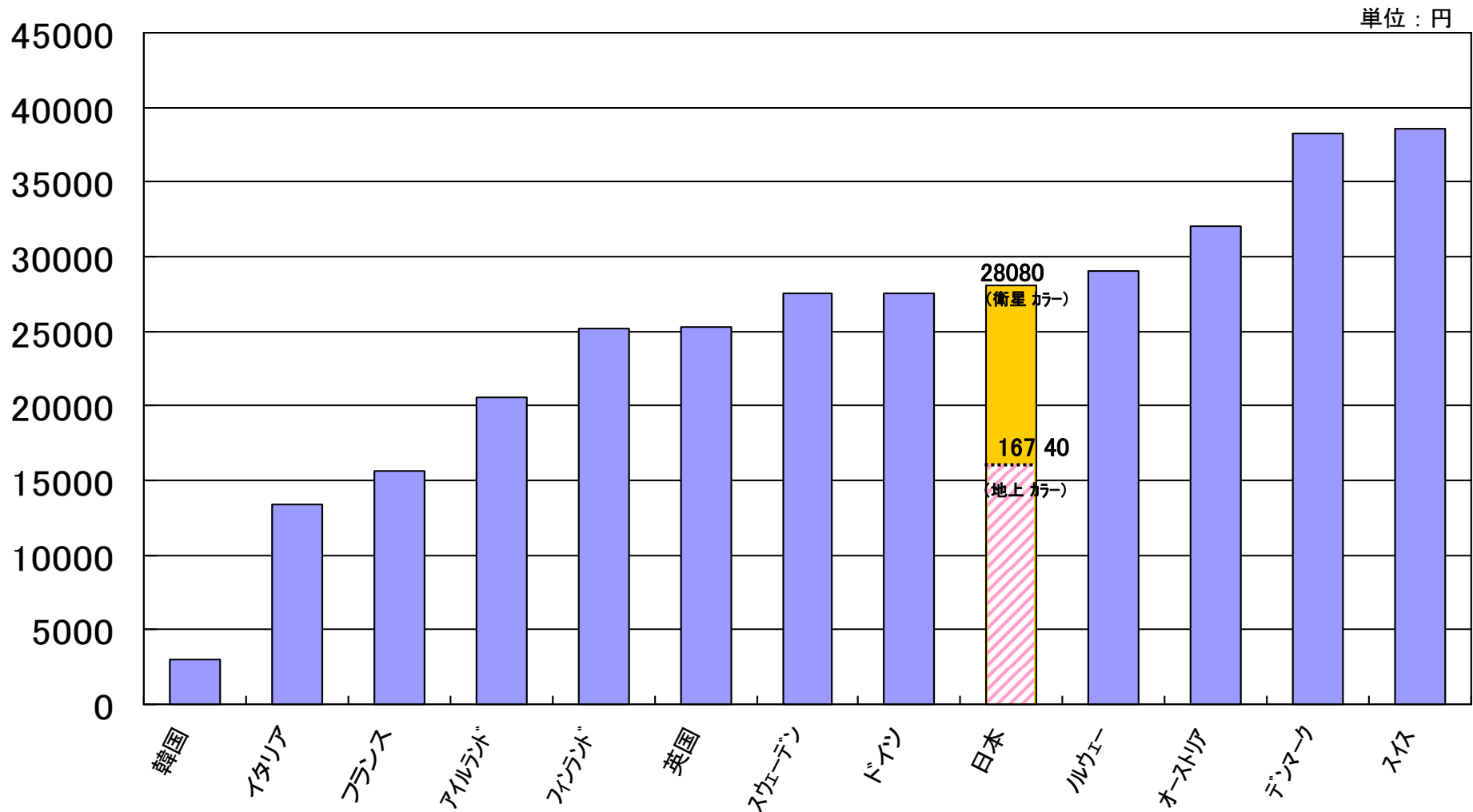
Ⅲ－3 受信料の在り方

Ⅲ－3－1 各国の受信料額(年額)

Ⅲ－3－2 主要国公共放送の強制徴収及び罰則制度

Ⅲ－3－3 過去の受信料制度検討

Ⅲ-3-1 各国の受信料額(年額)



※1 1ポンド=200円、1ユーロ=135円、1韓国ウォン=0.1円で円換算。

※2 日本については、地上カラー（カラー契約）及び衛星カラー（衛星カラー契約）の訪問集金における額。

(NHK資料等を基に作成)

Ⅲ－3－2 主要国公共放送の強制徴収及び罰則制度



	受信料等の位置づけ (支払の相手方)	強制徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収比率	
イギリス	受信許可料 (BBC)	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金 ・罰金未納の場合は刑務所収監 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局の住所ファイルを活用 ・電器店、レンタル店等からの通報義務あり 	94.3%
フランス	受信機使用税 (政府)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年から、受信料を住居税と一括徴収 ・正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居税の住所ファイルを活用 ・電器店などからの通報義務あり 	94.2% (推定)
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ(受信料徴収センター))	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、1千ユーロ以下の過料 ・また、州放送協会の告訴に基づき訴追 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の登録データを活用 	91.8%
イタリア	受信料 (RAI)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料未納に対し、最高619ユーロの罰金 ・延滞金制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店などの売上帳簿を活用 	77.0%
韓国	受信料 (KBS)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料未納の場合は割増金制度あり ・テレビ受像機の未登録には、1年分の受信料相当額の追徴金賦課制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社のデータベースを活用 (1994年から、電力会社が電気料金とともに徴収(委託)) 	96.7%
日本	受信料 (NHK)	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金・割増金制度あり 	×	70.4%



Ⅲ—3—3 過去の受信料制度検討①

臨時放送関係法制調査会答申（S39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

昭和55年03月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけでありませう。」

ニューメディア時代における放送に関する懇談会報告書（S62年4月）抜粋

このような受信料制度は、次のような点に意義があると認められる。

- (ア) 財源を幅広く国民全体に直接求めることにより、公共放送の高度な自主性、中立性を財政面から支えていること。
- (イ) 受信契約締結の義務はあっても、それが罰則等によって担保されたものでないだけに、NHKが受信料を相当程度収納して存続していくためには、その放送を中心とする業務全般について、大多数の国民から支持、承認を得ることが不可欠となり、このことがNHKに対しその放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促すことになること。

(中略)

受信料制度は、今後ともNHKの財源方式としてふさわしいものと考えられる。

放送の公共性に関する調査研究会報告（H2年7月）抜粋

NHKの基本的財源である現行受信料制度については、種々の問題が指摘されている。しかしながら、それに代わるべき財源、例えば、国からの交付金制度、広告料方式、有料方式等様々な方式が考えられるが、いずれも慎重な検討が必要であり、今後とも現行の受信料制度を基本とし、その中で財源問題の解決のための努力を行っていく必要がある。

Ⅲ-3-3 過去の受信料制度検討②



NHK受信料に関する過去の放送法改正案について

	S41年（第51回国会）	S55年（第91回国会）
改正内容	<p>○ <u>受信料支払いの義務化（罰則なし）</u> 受信設備の設置者に対する「<u>受信契約の締結義務</u>」を「<u>受信料の支払い義務</u>」に変更 → 「契約」という用語が契約しなければ支払う必要がないという誤解を招くことを回避</p> <p>（参考） ※臨時放送法制調査会答申（S39.9.8） 「現行法が受信料の負担関係を受信契約の強制という形で表現している点については、法律をもって直接に生ずる支払い義務として規定する方が簡明でよいと考える。」</p>	<p>○ <u>受信料支払いの義務化（罰則なし）</u> 同左</p> <p>○ <u>受信設備設置日等の通知の義務化（罰則なし）</u> 受信設備の設置者に対する「<u>受信設備の設置日等のNHKへの通報義務</u>」を規定 → 受信者の実態把握の円滑化</p> <p>○ <u>受信料の延滞金及び割増金の法定（罰則なし）</u> 受信料の支払いを怠った者に対する「<u>延滞金</u>」及び不法に受信料の支払いを免れた者等に対する「<u>割増金</u>」の徴収を規定 → 現行の受信規約においても「<u>延滞利息</u>」及び「<u>割増金</u>」として規定</p>
国会審議状況	<p>○ 本改正案は、上記のほか、放送事業の事業免許制の導入等を内容としていたところ、自民党及び社会党から共同修正案が出されたが、最終的に合意に至らず、会期末を迎え廃案となった。</p>	<p>○ 国会に提出後、衆議院解散（S55.5）に伴い、審議されることなく、廃案。</p> <p>（注） 本国会以降については、S55年5月に行われた受信料の値上げ後の動きを見つつ引き続き検討とし、再提出されなかった。</p>



Ⅲ－4 国際放送について

Ⅲ－4－1 国際放送の各国における定義

Ⅲ－4－2 海外中継局の契約形態

Ⅲ－４－１ 国際放送の各国における定義



英国	独国	仏国	韓国	日本
<p>協会の目的は、次のとおりである。</p> <p>(a)・・・その他イギリス連邦内並びに海外の他の諸国及び諸地域における受信のために提供する(このようなサービスを以下「ワールドサービス」という。)こと。</p> <p>(特許状第3条)</p> <p>・・・協会は、外務省との合意に基づいてワールドサービスの運用に関する一般的な長期目的を公表し、その中に国際及び国内情勢の進展を取材する正確で、<u>偏見にとらわれない、かつ独立したニュース報道の提供、これらの情勢進展についての均衡のとれたイギリスの見解の提示並びにイギリスの生活、制度及び業績を正確かつ効果的に表示するものを含めなければならない。</u></p> <p>(協定書第9条9.4)</p>	<p>DWは、海外の聴取者及び視聴者に対して、ラジオ放送及びテレビ放送を提供しなければならない。</p> <p>(DW法第3条)</p> <p>DWの行う放送によって、欧州の伝統における文化的国家及び自由で民主的な立憲国家としての<u>ドイツの姿を伝えること</u>が想定されている。それらは、異なる文化及び国民の思想の理解及び交換を向上することを目的として、重要な事項、主として政治、文化及び経済の分野における重要事項に関するドイツ国民(及び他国民)の見解を議論するための場を欧州及び他の地域に提供すべきである。その場合において、DWは、特にドイツ語を普及促進させなければならない。</p> <p>(DW法第4条)</p>	<p>ラジオ・フランス・アンテナショナルと称する国有番組会社は、外国人聴取者並びに国外に居住するフランス人向けにフランス語又は外国語によるラジオ放送を起案し番組編成することによって、<u>フランス文化の普及に寄与することを任務とする。同社はフランスと世界の現状に関する報道の使命を保証する。</u></p> <p>(通信の自由に関する1986年9月30日付け法律第86-1067号第44条)</p>	<p>公社は、次の各号の業務を行う。</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. <u>国が必要とする対外放送(国際親善及び理解増進並びに文化・経済交流等を目的とする放送)及び社会教育放送(外国に居住する韓民族を対象とした民族の同質性を増進する目的で行う放送)の実施</u></p> <p>(韓国放送法第54条)</p>	<p>協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、<u>我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。</u></p> <p>(放送法第44条)</p>

Ⅲ－４－２ 海外中継局の契約形態



区分	ガボン 中継	カナダ 中継	ギアナ 中継	スリランカ 中継	イギリス 中継	シンガポール 中継	アセンション 中継	ダバヤ 中継	ボネール 中継
中継方式	借用	借用及び交換	交換	借用	借用	借用及び交換	借用及び交換	借用	借用
施設名	ガボン モヤビ 中継局	カナダ サックビル 中継局	仏領ギアナ モンシネリ中継局	スリランカ エカラ 中継局	イギリス 中継局	シンガポール クランジ中継局	英領アセンション島 アセンション中継局	アラブ首長国連邦 ダバヤ中継局	蘭領ボネール島 ボネール中継局
施設運営者	アフリカナンバーワン 社 (ガボン共和国の ラジオ局)	CBC (カナダ放送協会)	TDF社 (TDF社は送信事業 者で、ラジオ・フランス・アン テルナショナルの送信設 備の運用・管理会社)	SLBC (スリランカ放送協会)	VT Communications社 (VTCommunications社は、英国の送信事業者。BBC等の国際放送に係る送信 業務を実施。)			Radio Netherlands (ラジオ・ネーデルラント)	
借用中継 契約相手先	アフリカナンバーワン 社	CBC (カナダ放送協会)	—	SLBC (スリランカ放送協会)	VT Communications社			Radio Netherlands (ラジオ・ネーデルラント)	
交換中継 協定相手先	—	RCI (ラジオ・カナダ・インターナ ショナル) ※RCIは、CBCの国 際放送部門	RFI (ラジオ・フランス・アンテルナシ ョナル)	—	—	BBC (イギリス放送協会)	BBC (イギリス放送協会)	—	—
中継時間 (1日)	5.0H (借用のみ)	9.0H 借用:3.0H 交換:6.0H	7.5H (交換のみ)	7.0H (借用のみ)	10.0H (借用のみ)	17.0H 借用:9.0H 交換:8.0H	8.5H 借用:6.5H 交換:2.0H	7.0H (借用のみ)	3.0H (借用のみ)

- ・ 交換中継・・・交換中継協定に基づき、NHK及び海外放送事業者の双方が、お互いに自ら保有或いは借用等の契約する送信所を使用して、それぞれ同時間、相手側事業者の放送番組を送信。
- ・ 借用中継・・・契約に基づき海外中継局を借用して放送番組を送信。